

平成26年に取り扱った 事件の内容

目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事 件 記 録	22
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	83
1	概 況	83
2	不当労働行為事件取扱一覧表	91
第2	労働組合の資格審査	95
1	概 況	95
2	労働組合資格審査取扱一覧表	96

第1部 概要

第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8

第1 活 動 概 要

平成26年の当委員会は、第43期委員により運営され、総会を24回、公益委員会議を24回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりであり、総取扱件数は215件で、前年に比べ12件減少した。また、終結件数は189件で、8件減少した。これを終結率で見ると、87.9%で、前年の86.8%とほぼ同水準であり、翌年への繰越件数は26件となった。

平成26年事件等取扱状況

区 分	労働争議		不当労働 行為の審査	労働組合の 資格審査	申請・申立 相 談	計
	調 整	実情調査				
取扱件数	30 (23)	88 (85)	23 (13)	29 (19)	45 (45)	215 (185)
終結件数	27 (20)	85 (82)	13 (5)	19 (11)	45 (45)	189 (163)

(注) () 内は、新規取扱件数で、内数である。

第 2 組 織

1 委 員 会

当委員会は、公益委員 7 人、労働者委員 7 人、使用者委員 7 人計 21 人で構成されている。

平成 26 年は、第 43 期委員により運営された。

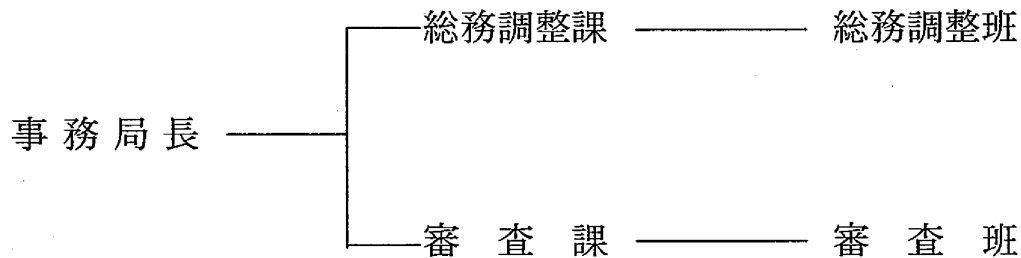
2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者の委嘱基準の内規を設け、学識経験者等の中から、あっせん員候補者をあらかじめ委嘱している。平成 26 年 12 月 31 日現在のあっせん員候補者は 30 人である。

3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、平成 26 年 12 月 31 日現在の事務局職員は、事務局長以下 15 人である。

組 織 図



第 3 会 議

1 総 会

総会は委員全員で構成する会議で、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、委員・事務局から取扱事件の報告を受ける。当委員会では、原則として毎月第1及び第3木曜日を定例日としている。

なお、平成26年は、第1448回から第1471回までの24回の総会を開催した。

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求等を行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会開催日に総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、平成26年は、第1447回から第1470回までの24回の公益委員会議を開催した。

3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、政令指定都市を抱える14都道府県会議、近畿ブロック会議等がある。

平成26年は、労働委員会制度の活性化や制度の周知、広報、審査等の迅速化、的確化に向けての取組等を議題として、活発な意見の交換が行われた。

第4 各種名簿

1 委員名簿

第43期 委員

◎印 会長 ○印 会長代理
平成 25 年 8 月 27 日任命 50 音順
(平成 26 年 12 月 31 日現在)

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
公益委員	大 内 伸 哉	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 19. 8. 2 40 期～43 期
	神 田 榮 治	兵庫県立大学客員教授	平成 23. 8. 18 42～43 期
	小 南 秀 夫	元(公財)兵庫県住宅再建共済基金業務執行理事	平成 25. 8. 27 43 期
	関 根 由 紀	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 23. 8. 18 42～43 期
	◎滝 澤 功 治	弁護士	平成 9. 7. 2 35 期～43 期
	○正 木 靖 子	弁護士	平成 13. 7. 9 37 期～43 期
	米 田 耕 士	弁護士	平成 19. 8. 2 40 期～43 期
労働者委員	切 山 義 行	JAM東洋機械金属労働組合執行委員長	平成 24. 9. 10 42～43 期
	熊 野 隆 夫	山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成 25. 8. 27 43 期
	辻 芳 治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	平成 19. 8. 2 40 期～43 期
	那 須 健	関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成 23. 8. 18 42～43 期
	服 部 圭 司	全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成 25. 8. 27 43 期
	福 永 明	新日鐵住金広畑労働組合特別執行委員	平成 23. 8. 18 42～43 期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	草 薙 信 久	兵庫県経営者協会専務理事	平成 23. 8. 18 42～43 期
	佐 野 喜 之	セイコー化工機(株)代表取締役会長	平成 19. 8. 2 40 期～43 期
	松 下 秀 明	グローリー(株)専務執行役員	平成 23. 8. 18 42～43 期
	村 元 四 郎	(株)村元工作所特別顧問	平成 21. 8. 3 41 期～43 期
	吉 田 達 樹	(株)神戸製鋼所顧問	平成 25. 8. 27 43 期
	和 田 要	(株)六甲商会顧問	平成 15. 7. 22 38 期～43 期
	和 田 直 哉	近畿工業(株)代表取締役社長	平成 25. 8. 27 43 期

【備考】平成 26 年 12 月 31 日現在、労働者委員が 1 名欠員である。

2 あっせん員候補者名簿

(平成26年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
大内伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
神田榮治	兵庫県労働委員会公益委員 兵庫県立大学客員教授	平成23年8月18日
小南秀夫	兵庫県労働委員会公益委員 元(公財)兵庫県住宅再建共済基金業務執行理事	平成25年8月27日
関根由紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
滝澤功治	兵庫県労働委員会公益委員(会長) 弁護士	平成9年7月2日
正木靖子	兵庫県労働委員会公益委員(会長代理) 弁護士	平成13年7月9日
米田耕士	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成19年8月2日
切山義行	兵庫県労働委員会労働者委員 JAM東洋機械金属労働組合執行委員長	平成24年9月20日
熊野隆夫	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25年8月27日
辻芳治	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	平成19年8月2日
那須健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23年8月18日
服部圭司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25年8月27日
福永明	兵庫県労働委員会労働者委員 新日鐵住金広畑労働組合特別執行委員	平成23年8月18日
草薙信久	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事	平成23年8月18日
佐野喜之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機(株)代表取締役会長	平成19年8月2日
松下秀明	兵庫県労働委員会使用者委員 グローリー(株)専務執行役員	平成23年8月18日

氏 名	現 職	委嘱年月日
村 元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 (株)村元工作所特別顧問	平成 21 年 8 月 3 日
吉 田 達 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 (株)神戸製鋼所顧問	平成 25 年 8 月 27 日
和 田 要	兵庫県労働委員会使用者委員 (株)六甲商会顧問	平成 15 年 7 月 22 日
和 田 直 哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業(株)代表取締役社長	平成 25 年 8 月 27 日
小 原 健 男	前兵庫県労働委員会公益委員	平成 21 年 8 月 3 日
栗 山 重 治	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成 21 年 8 月 3 日
佐 藤 昌 一	同 上	平成 25 年 8 月 27 日
宮 内 博 文	同 上	平成 21 年 8 月 3 日
村 上 昇	同 上	平成 15 年 7 月 22 日
塚 本 晴 之	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成 13 年 7 月 9 日
藤 川 泰 延	同 上	平成 21 年 8 月 3 日
斎 藤 邦 雄	兵庫県労働委員会事務局長	平成 25 年 4 月 4 日
本 山 秀 治	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長	平成 22 年 4 月 8 日
井 上 勝 文	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成 26 年 4 月 3 日

第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事件記録	22

第1 労働争議の調整

1 概況

(1) 取扱状況

平成26年に取り扱った調整事件は30件であり、全てあっせんであった。前年からの繰越が7件で、新規申請が23件であった。

取扱件数は、前年の32件に比べ2件減少した。なお、新規申請のうち、3件が平成27年に繰越となった(第1表参照)。

(2) 取扱事件

平成26年の取扱事件30件の内容は、次のとおりである。

ア 調整事項別では、団体交渉の促進が19件、それ以外が20件であった(第2表参照)。

イ 申請者別では、全て労働組合からであった(第3表参照)。

ウ 地区別では、神戸地区が13件、阪神南地区及び阪神北地区が各6件、北播磨地区が4件、淡路地区が1件となっている(第5表参照)。

エ 業種別では、「運輸業・郵便業」が8件、「サービス業」が7件、「製造業」が5件、「教育・学習支援業」が3件、「卸売・小売」、「医療・福祉」及び「その他」が各2件、「公務」が1件、となっている(第6表参照)。

オ 企業規模別では、49人以下が15件、50～99人が5件、100～199人及び300～499人が各3件、200～299人が2件、500～999人及び1000人以上が各1件となっている(第7表参照)。

(3) 終結状況

平成26年に終結した27件の内容は、次のとおりである。

ア 終結区分を見ると、解決及び打切りが各11件、取下げが5件となっており、解決率は50.0%となっている(第8表参照)。

イ 係属日数を見ると、20～29日が11件、1～4日が7件、5～9日及び10～19日各2件となっており、平均係属日数は、15.0日となっている(第9表参照)。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越件数
繰越件数	7	7	—
新規申請件数	23	20	3
計	30	27	3

第2表 調整事項別件数

事項		件数
	(a) 組合の承認・活動	3
	(b) 協約の締結・改定	—
	(c) 協約の効力・解釈	—
賃金等	(d) 賃金増額	1
	(e) 一時金	3
	(f) 諸手当	1
	(g) 退職金	1
	(h) その他	1
	小計	7
賃金以外の労働条件	(i) 労働時間	—
	(j) 休日・休暇	—
	(k) その他	1
	小計	1
経営又は人事	(l) 事業廃止・縮小	—
	(m) 人員整理	—
	(n) 配置転換	1
	(o) 解雇	—
	(p) その他	6
	小計	7
(q) 福利厚生	—	
(r) 団交促進	19	
(s) その他	2	
合計		39

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の合計は取扱件数とは一致しない。

第3表 申請者別件数

申請者	労働組合	使用者	双方	計
件数	30	—	—	30

第4表 月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	7	—	2	2	—	2	3	4	1	3	1	2	3	30

第5表 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	13	6	6	—	4	—	—	—	—	1	30

第6表 業種別件数

業種	製造	運輸・郵便				卸売・小売	教育・学習支援	医療・福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
件数	5	1	7	—	—	2	3	2	7	1	2	30

第7表 企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1000人以上	計
件数	15	5	3	2	3	1	1	30

第8表

終結区分別件数

終結区分	解決	取下げ	打切り	計	翌年への 繰越件数
件数	11	5	11	27	3

第9表

係属日数別終結件数

日数	調整員 指名前	1～ 4日	5～ 9日	10～ 19日	20～ 29日	30～ 49日	50日 以上	計	平均 日数
件数	5	7	2	2	11	—	—	27	15.0

2 調整事件取扱一覧表

事件番号	業種	申請日 (指名日)	申請者	調整事項	終結日 区分	事件地	参照頁
平 25 (調) 26	専門サービス業	25.11.21 (26.1.16)	労	雇用条件の改善	26.2.12 打切り	神戸市 中央区	22
27	専門サービス業	25.11.21 (26.1.16)	〃	基本賃金・ボーナスの引き上げ	26.2.12 打切り	神戸市 中央区	22
28	廃棄物処理業	25.11.22 (26.3.27)	〃	誠実な団体交渉の開催(一時金)	26.3.27 打切り	尼崎市	24
29	道路貨物運送業	25.11.22 (26.3.27)	〃	誠実な団体交渉の開催(一時金)	26.3.27 打切り	尼崎市	26
30	卸売業、小売業	25.12.20 (26.1.16)	〃	誠実な団体交渉の開催(年末一時金)	26.1.16 打切り	神戸市 西区	28
31	道路貨物運送業	25.12.20 (-)	〃	誠実な団体交渉の開催(年末一時金)	26.5.7 取下げ	神戸市 中央区	30
32	社会保険・社会福祉・介護事業	25.12.26 (26.2.7)	〃	① 配転前職場への復帰と謝罪 ② 懲戒処分撤回	26.3.7 解決	宝塚市	32
平 26 (調) 1	建設業	26.2.17 (26.3.5)	〃	誠実な団体交渉の開催(会長の出席、解雇撤回)	26.3.19 解決	川西市	34
2	協同組合	26.2.21 (-)	〃	誠実な団体交渉の開催(整理解雇の理由説明)	26.2.28 取下げ	小野市	36
3	協同組合	26.3.17 (26.4.14)	〃	誠実な団体交渉の開催(整理解雇の撤回)	26.4.14 打切り	小野市	38

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
平 26 (調) 4	教育、学習支援業	26.3.26 (26.4.10)	労	団体交渉の開催 (理事長の出席、 雇止めの撤回等)	26.5.2 打切り	尼崎市	40
5	金属製品製造業	26.5.26 (26.6.19)	〃	誠実な団体交渉の開催 (賃上げ資料の提示)	26.7.2 解決	伊丹市	42
6	道路旅客運送業	26.5.26 (-)	〃	誠実な団体交渉の開催 (賃上げ回答、健康保険負担率見直し、社長の出席)	26.6.4 取下げ	宝塚市	44
7	道路貨物運送業	26.6.4 (26.7.16)	〃	団体交渉の応諾 (パワハラ防止策の策定等)	26.7.24 解決	三木市	46
8	教育、学習支援業	26.6.20 (26.7.4)	〃	団体交渉の応諾 (労働組合の承認)	26.7.4 打切り	宝塚市	48
9	道路貨物運送業	26.6.23 (26.7.4)	〃	団体交渉の応諾 (継続雇用等)	26.7.4 打切り	神戸市 中央区	50
10	建 設 業	26.7.2 (26.8.7)	〃	雇止めの撤回と今後の契約更新	26.8.15 解 決	神戸市 須磨区	52
11	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業	26.7.7 (26.8.5)	〃	人事考課に基づく賃金制度導入の撤回等	26.8.28 解決	猪名川 町	54
12	道路貨物運送業	26.7.10 (26.8.21)	〃	確認書遵守、プロジェクト人事の撤回等	26.9.10 解 決	神戸市 兵庫区	56
13	道路貨物運送業	26.7.30 (26.8.21)	〃	誠実な団体交渉の開催 (賃上げ資料の開示、一時金)	26.9.17 打切り	尼崎市	58

事件番号	業種	申請日 (指名日)	申請者	調整事項	終結日 区分	事件地	参照頁
平26 (調) 14	地方公務	26.8.20 (-)	労	団体交渉の応諾 (勤務条件)	26.10.3 取下げ	南あわ じ市	60
15	道路貨物運送業	29.9.1 (26.10.6)	〃	安全手当の見直し等	26.10.28 解決	神戸市 東灘区	62
16	持ち帰り・配達飲 食サービス業	26.9.2 (-)	〃	誠実な団体交渉の 開催(労働契約の 明確化、退職金)	26.10.27 取下げ	神戸市 兵庫区	64
17	電子部品・デバイ ス・電子回路製造 業	26.9.8 (26.10.15)	〃	退職金の支払い	26.11.6 解決	西脇市	66
18	その他の製造業	26.10.17 (26.11.6)	〃	団体交渉の応諾(退 職者の処遇)	26.12.2 解決	神戸市 中央区	68
19	製 造 業	26.11.5 (26.11.14)	〃	団体交渉の応諾	26.11.14 打切り	神戸市 須磨区	70
20	卸売業、小売業	26.11.14 (26.11.21)	〃	誠実な団体交渉の 開催(パワハラ の謝罪等)	26.12.12 解決	神戸市 中央区	72
21	その他のサービ ス業	26.12.1 (26.12.22)	〃	誠実な団体交渉の 開催(年末一時金 の支給率改善等)	繰越	神戸市 西区	74
22	鉄 鋼 業	26.12.5 (26.12.18)	〃	誠実な団体交渉の 開催(解雇撤回)	繰越	尼崎市	76
23	教育、学習支援業	26.12.5 (-)	〃	① 団体交渉ルー ルの調整 ② 支配介入の禁 止	繰越	芦屋市	78

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
計		30 件					

(注)新規申請のうち3件が平成27年に繰り越した。

3 事件記録

平成 25 年(調)第 26 号(2055 号)・第 27 号(2056 号)

申請年月日	平成 25 年 11 月 21 日	調停委員指名日	平成 26 年 1 月 16 日
調停委員	公益委員 小南	労働者委員 那須	使用者委員 草薙
係属日数	28 日	調停回数	1 回
終 結	平成 26 年 2 月 12 日	終結区分	打切り (調停不調)

1 申請者

X労働組合

(所在地：神戸市中央区、組合員数：6 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	Y株式会社
所 在 地	神戸市中央区	所 在 地	神戸市中央区
分会員数	6 人	従業員数	8 人
		業 種	専門サービス業

3 調停事項

〔第 26 号争議〕雇用事案

雇用条件の改善（契約社員の無期雇用化と嘱託社員の雇用延長）

〔第 27 号争議〕賃金事案

基本賃金・ボーナスの引上げ

4 争議の概要

雇用事案は、あっせんで団交開催を労使が同意し解決し、あっせんに基づき次回団交で組合が妥協案を提示した。使用者が妥協案に回答する前に、賃金事案と併せて、組合が調停申請を行った。

5 争議の特徴

労働協約に基づき一方当事者（組合）が調停申請を行った。

6 調停申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
〔第26号争議〕 ① 契約社員を無期雇用化（3年契約を60歳定年まで無期化）せよ。 ② 嘱託社員の例外的雇用延長（65歳定年を68歳まで特例延長）を認めよ。 〔第27号争議〕 基本賃金・ボーナスを10%引き上げよ。	〔第26号争議〕 雇用形態を変更する必要はない。 〔第27号争議〕 要求には応じられない。

7 調停に至るまでの経過

平成25年8月8日、雇用事案について第1回団体交渉が開催され、9月25日、賃金事案について第2回団体交渉が開催された。

10月30日、雇用条件の改善（雇用事案）について、あっせん（平成25年（調）第17号）が実施され、労使は3週間以内に誠実に団体交渉を行うとしたあっせん案を受諾した。

11月18日、あっせんに基づく第3回団体交渉が開催され、組合は、譲歩案（①契約社員雇用期間5年、②嘱託社員の66歳までの雇用延長、③賃上げ5%）を示した。

同月21日、組合は、譲歩案に対する使用者回答の前に調停申請を行った。

8 調停の経過（2月12日、調停委員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 組合員は、常に会社解散の不安を拭いきれない。	① 会社に求められるニーズが変わり、従来の事務に加え、技術説明書作成や若手研究員のサポートにも取り組みつつある。団交でも雇用は維持すると説明している。
② それぞれの要求項目について譲歩案を提示しているのに、何故、使用者が組合要求を聞き入れないのか分からない。	② 現状では、雇用要求への対応は難しいが、協議継続は可能である。 賃金要求については、業績や他社の賃金見直しの動向を踏まえ、3月下旬には団体交渉を行う。

9 調停委員の協議・決定と両当事者への要望

両当事者の事情聴取を踏まえ、調停委員間で協議を行い、調停案を提示したところ、使用者は受け入れ、組合が拒否したため、調停を打ち切った。

調停委員会は、打ち切りに際し、労使が相互に不信感を持っていることから、今後の自主交渉では、相互の意思疎通を図り信頼関係の構築に努めるよう、両当事者に要請した。

【関連争議】平成25年（調）第17号

平成 25 年(調)第 28 号(2057 号)

申請年月日	平成 25 年 11 月 22 日	あっせん員指名日	平成 26 年 3 月 27 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 那須	使用者委員 草薙
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 26 年 3 月 27 日	終結区分	打切り (被申請者不同意)

1 申請者

X労働組合A支部
(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合A支部 Y・Z分会	名 称	株式会社Y
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	尼崎市
分会員数	4人(分会全体8人)	従業員数	30人
		業 種	廃棄物処理業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催(一時金)

4 争議の概要

株式会社Y(使用者)は、B社長が全株式を保有し、有限会社Z(平成25年(調)第29号の被申請者)は、B社長の兄であるC社長が全額出資している。

両社間に資本関係はないが、産業廃棄物の運搬を、株式会社Yが有限会社Zに委託しており、両社は一体となって事業運営を行っている。

一方、組合は、両社の従業員が一つの分会を構成している。

労使は、平成25年(不)第2号の不当労働行為救済申立事件で和解を行い、労働条件等については、分会員及び代表取締役等で構成する労使協議会で誠実に協議を行うこととなった。

組合からの団体交渉の申入れに対し、使用者は、労使協議会で協議中であるとして、団体交渉に応じなかった。

5 争議の特徴

労使協議会と団体交渉の位置づけが問題となった。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
賃金問題等の労働条件に関する団体交渉に応じよ。	労使協議会で継続協議中である。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 25 年 10 月 31 日、和解協定書に基づく労使協議会を開催した。

同日、組合が団体交渉を申し入れ、11 月 6 日、使用者が、業績は伸び悩み、一時金を支払う余裕がない旨の回答書を送付した。

同月 16 日、組合が、3 回目の団交申し入れを行った。

同月 20 日、使用者から議題（夏季一時金の具体的根拠、年末一時金）が示された。

その際、使用者は、事前協議と労使協議会を開催し誠実に継続協議しようとする矢先に、いきなり団体交渉を申し入れることは、不当労働行為事件の「和解協定書」の主旨を無視した信義則に反する極めて不当な行為で、到底受け入れられないと主張した。

11 月 22 日、組合は、あっせん申請を行った。

12 月 4 日、事務局調査において、使用者代理人弁護士は、労使の自主交渉で団交を開催したいと考えており、あっせん同意の可否はしばらく回答保留する旨を表明した。

8 被申請者（使用者）のあっせん不同意

あっせん申請後、12 月 17 日、労使は団体交渉を開催し、自主交渉で解決することに合意したが、使用者がトラックにドライブレコーダーを設置したことに端を発し、団体交渉が進まない状況となった。

平成 26 年 3 月 26 日、使用者はあっせん不同意届を提出した。

[不同意理由]

申請組合と団体交渉を開催し、労使関係の構築と団体交渉の継続的实施について合意した。自主交渉を図りたいという姿勢に変わりなく、あっせんは今のところ考えていない。

9 あっせん員の協議・決定

3 月 27 日、あっせん員が指名され、被申請者のあっせん不同意の理由を踏まえ協議した結果、あっせんを行うことはできないとして、あっせんを打ち切った。

【関連争議】平成 24 年（調）第 4 号

平成 25 年（調）第 29 号

平成 25 年（不）第 2 号

平成 25 年(調)第 29 号 (2058 号)

申請年月日	平成 25 年 11 月 22 日	あっせん員指名日	平成 26 年 3 月 27 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 那須	使用者委員 草薙
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 26 年 3 月 27 日	終結区分	打切り (被申請者不同意)

1 申請者

X労働組合 A 支部

(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部 Y・Z 分会	名 称	有限会社 Z
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	尼崎市
分会員数	4 人 (分会全体 8 人)	従業員数	10 人
		業 種	道路貨物運送業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催 (一時金)

4 争議の概要

平成 25 年 (調) 第 28 号を参照

平成 25 年(調)第 30 号(2059 号)

申請年月日	平成 25 年 12 月 20 日	あっせん員指名日	平成 26 年 1 月 16 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 那須	使用者委員 草薙
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 26 年 1 月 16 日	終結区分	打切り (被申請者不同意)

1 申請者

X労働組合A支部
(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合A支部 Y分会	名 称	株式会社Y
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	神戸市西区
分会員数	4人	従業員数	9人
		業 種	卸売業、小売業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催（年末一時金）

4 争議の概要

年末一時金に関する使用者からの回答（基本給及び職務手当の0.6月分並びに役職手当の0.25月分）に対し、組合が会社の赤字幅が減少していることから増額を求めた。

5 争議の特徴

組合が資料（一般管理費の明細）の開示を求めた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 赤字幅が減少したことを踏まえ、年末一時金の上積みを行え。	① 会社の業績は赤字ではあるが、年末一時金は昨年実績並みに支給したい。
② 一般管理費の明細を開示せよ。	② 既に、平成 18 年度から平成 24 年度の損益計算書・貸借対照表を交付済みである。

7 あっせんに至るまでの経過

平成25年10月23日、組合が使用者に対し、組合員一人あたり年間一時金〇〇〇円以上とする統一要求書・団交申入書を提出した。

12月3日、使用者が、団交を同月10日に開催すると回答した。

同月5日、使用者が、年末一時金について、以下のとおり回答した。

- ① 基本給の0.6月分
- ② 職務手当の0.6月分
- ③ 役職手当の0.25月分
- ④ 支給日は12月10日（例年どおり）

同月10日、使用者が使用者回答額を仮払いし、同日、団体交渉が開催された。

同月20日、組合は、あっせん申請を行った。

8 被申請者（使用者）のあっせん不同意

12月25日、事務局調査において、使用者は、年末一時金の上積み、交付済みの損益計算書・貸借対照表以上の資料提供は行わず、あっせん同意の可否は弁護士と相談して回答する旨を表明した。

平成26年1月14日、使用者が不同意届を提出した。

[不同意理由]

組合と、春闘・夏季一時金交渉と連続して8回団体交渉を開催し、開示可能な資料を提示して十分な説明を行っているため、あっせん開始に同意しない。

9 あっせん員の協議・決定

1月16日、あっせん員が指名され、被申請者のあっせん不同意の理由を踏まえ協議した結果、あっせんを行うことはできないとして、あっせンを打ち切った。

【関連争議】平成21年（調）第15号、第23号
平成25年（調）第13号

平成 25 年(調)第 31 号(2060 号)

申請年月日	平成 25 年 12 月 20 日	あっせん員指名日	—
あっせん員	公益委員 —	労働者委員 —	使用者委員 —
係属日数	—	あっせん回数	—
終 結	平成 26 年 5 月 7 日	終結区分	取下げ

1 申請者

X労働組合 A 支部

(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部 Y 分会	名 称	株式会社 Y
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	神戸市中央区
分会員数	13 人	従業員数	51 人 (他にアルバイト 20 名)
		業 種	道路貨物運送業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催 (年末一時金)

4 争議の概要

年末一時金に関する使用者からの回答に対し、組合が会社は黒字であるとして増額を求めた。

5 争議の特徴

あっせん係属下での自主交渉により争議が解決し、組合が申請を取り下げた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 一時金は半期ごとの業績に連動するもので、社員 70 名程度なら十分支払うことは可能であるので、増額せよ。	① 営業利益は、25 年上期で〇〇〇円あるが、前半期に比べ×××円減少しているので、使用者回答額を受け容れてほしい。
② 退職金制度導入は、従来から繰り返し要求しているが、使用者は、中退金制度にすら加入しない。	②③ 半期決算で連続 4 期利益は上がっているが、基本給のアップや退職金制度の導入など、その他の課題もあり、一時金だけを改善できない。
③ 使用者は資料提供も行わず、一時金の回答は変えられないの一点張りである。	

7 あっせんに至るまでの経過

平成 25 年 10 月 23 日、組合が使用者に対し、年末一時金について、組合員一人あたり△△△円以上とする統一要求書及び団交申入書を提出した。

12 月 18 日、団体交渉が開催され、使用者が 1 人当たり□□□円の回答を行った。(使用者は、未妥結の一時金については、仮払い等による支給は行っていない。)

同月 20 日、組合はあっせん申請を行った。

8 申請者のあっせん取下げ

12 月 27 日、事務局調査において、使用者は、あっせん同意の可否は社会保険労務士と相談の上、回答する旨を表明した。

平成 26 年 1 月 15 日、使用者は、あっせんの場ではなく労使の自主交渉で解決できる方向で努力したい、と事務局へ連絡を行った。

同月 23 日、事務局から使用者の意向を伝えると、組合はあっせん係属下での自主交渉に同意した。

以降、労使の間で、合意に向けた折衝が数回にわたり行われた。

4 月 24 日、組合から事務局への連絡により、労使は 4 月 16 日の団体交渉で年末一時金について合意し、3 月 31 日に遡及して労働協約を締結したことが確認された。

5 月 7 日、組合は労使自主交渉の結果、和解が成立したとしてあっせん申請を取り下げた。

【関連争議】平成 25 年（調）第 18 号

平成 25 年(調)第 32 号(2061 号)

申請年月日	平成 25 年 12 月 26 日	あっせん員指名日	平成 26 年 2 月 7 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 辻	使用者委員 和田(要)
係属日数	29 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 3 月 7 日	終結区分	解 決

1 申請者

X労働組合

(所在地：神戸市長田区、組合員数：100 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	株式会社 Y
所 在 地	神戸市長田区	所 在 地	宝塚市
分会員数	2 人	従業員数	410 人
		業 種	社会保険・社会福祉・介護事業

3 あっせん事項

配転前職場への復帰と謝罪、懲戒処分撤回

4 争議の概要

組合は、組合員に対する譴責処分の撤回と、配置転換の撤回及び謝罪を求めた。

5 争議の特徴

組合員の配転先（関東地方）での労働条件の調整を行った。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 配転を撤回し、謝罪せよ。 ② 不当労働行為による懲戒処分を撤回せよ。	① 業務上・職場秩序上、必要である。 ② 賃金体系変更説明会での暴言、職場でのアンケート配布は就業規則違反であり、懲戒処分は適正である。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 25 年 6 月 14 日から 21 日までの間、組合員 A は、使用者の許可なく職場環境改善に関するアンケート回答を従業員に依頼し、使用者が止めるよう指導したにもかかわらず、従わなかった。

同月 17 日、賃金体系変更説明会での使用者説明の際に、組合員 A は、使用者を批判する発言を行い、注意を受けても止めなかった。このため使用者は、7 月 23 日、組合員 A に対し譴責処分を行うとともに、現事業所から本部研修センターへの配転を命じた。

8 月 27 日、団体交渉が開催され、組合は懲戒処分の撤回を要求した。

10 月 2 日、団体交渉が開催されたが交渉は進まず、12 月 26 日、組合は、あっせん申請を行った。

同月 27 日、使用者は組合員 A に対し、本部研修センターから関東地方の事業所への転勤を命じた。

8 あっせんの経過（3 月 7 日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 関東地方事業所への配転命令は理由がなく、配転先では監視カメラの設置された一人部屋で、仕事の指示はなく、パソコン入力作業の業務を行っている。	① 団体交渉の冒頭、配転撤回のやりとりがあったが、その後は、配転を前提とした条件面での交渉が中心となった。
② 組合員 A の配偶者が出産するという家庭事情を配慮して、勤務場所の協議を行ってほしい。	② 組合員 A が本部勤務の際、同じ事務室で働こうと声かけを行ったが、組合員が一人部屋を好んだ経緯があり、配転先でも、同じ扱いとなっている。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

- ① 使用者は、関東地方事業所における組合員 A の就労場所を、現在の別室から事務室に移す。
- ② 使用者は、組合員 A の配偶者の出産に合わせ、同組合員が 1 年間の育児休業を取得することを認める。
- ③ 使用者及び組合は、前項の育児休業開始半年後を目途に、組合員 A の勤務場所について、家庭事情も配慮しつつ、改めて誠実に協議を開始する。

平成 26 年(調)第 1 号(2062 号)

申請年月日	平成 26 年 2 月 17 日	あっせん員指名日	平成 26 年 3 月 5 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 佐藤	使用者委員 草薙
係属日数	15 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 3 月 19 日	終結区分	解 決

1 申請者

X労働組合A支部

(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合A支部 Y分会	名 称	株式会社Y
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	川西市
分会員数	1 人	従業員数	19 人
		業 種	建設業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催（会長の出席、解雇撤回）

4 争議の概要

会社及び所属長の指揮等に対し協力的でなく、職場の風紀、秩序を乱したとして、就業規則違反による解雇通告を受けた従業員が合同労組に駆け込み、組合が解雇撤回・原職復帰を求める団体交渉を申し入れた。

5 争議の特徴

- ① 解雇された従業員が合同労組へ駆け込んだ。
- ② 組合員の退職条件の調整を行った。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 解雇を撤回し、原職復帰させよ。 ② 団体交渉に全ての決定権を有している使用者会長が出席せよ。	① 解雇撤回はできない。 ② 弁護士を代理人として選任している。

7 あっせんに至るまでの経過

平成26年1月17日、使用者会長からB氏に対し、口頭で会社を辞めるよう指示があり、同日付けの退職証明書がB氏に交付された。解雇理由は、会社及び所属長の指揮・計画に対し協力的でなく、職場の風紀・秩序を乱したことである。

2月上旬、B氏が申請組合に加入し、同月13日、組合は使用者に対し、組合結成通知書及び団体交渉申入書を手渡し、解雇撤回を要求した。

同月14日、使用者は代理人として弁護士を選任した旨を組合に通知した。

同日、組合は使用者に対し、団体交渉は決定権を有する者が出席する必要がある、弁護士は決定権を有することはあり得ず補佐役に過ぎない、とする旨の申入書を提出した。

同月15日、使用者は、弁護士同席の上、担当者が出席し団体交渉に応じる旨を組合に回答した。

同月17日、組合はあっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（3月19日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 使用者と話合いがしたいのであり、事情を知らず、団体交渉の位置づけも分かっていない弁護士が主導権をもって団体交渉しても、話がまとまらない。	① 組合との団体交渉を拒否しているのではない。
② あっせんで誠実団交を求めたが、別の解決方法も考えている。	② これまでの事情を考えると、解雇を前提とした話合いしかできない。裁判も検討しているが、あっせんで退職条件の調整を希望する。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

- ① 使用者は、組合員Bの解雇を撤回する。
- ② 組合員Bは、使用者を会社都合により円満に退職する。
なお、使用者は、組合員Bに直ちに離職票を交付する。
- ③ 使用者は、組合に対し解決金を支払う。
なお、解決金の額は、組合及び使用者が自主的に定める。
- ④ 組合及び組合員Bは、前項の解決金のほか、使用者に対し、一切の債権債務がないことを確認する。

平成 26 年(調)第 2 号(2063 号)

申請年月日	平成 26 年 2 月 21 日	あっせん員指名日	—			
あっせん員	公益委員	—	労働者委員	—	使用者委員	—
係属日数	—	あっせん回数	—			
終 結	平成 26 年 2 月 28 日	終結区分	取下げ			

1 申請者

X労働組合 A 支部 B 分会
(所在地：小野市、組合員数：8 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部 B 分会	名 称	Y 協同組合
所 在 地	小野市	所 在 地	小野市
分会員数	8 人	従業員数	2 人
		業 種	協同組合

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催（整理解雇の理由説明）

4 争議の概要

業務量の減少を理由に整理解雇された従業員が組合に加入し、組合が労働契約の履行（解雇撤回）を求めて団体交渉を申し入れた。

5 争議の特徴

役員退任後、使用者と労働契約を結んだ従業員が組合を結成し、その後に行われた解雇について争った。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
整理解雇の理由を説明せよ。 (団体交渉の開催に条件をつけるべきではない。)	団体交渉前に、円満解決に向けた条件を示せ。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 20 年 8 月、C 氏が使用者の専務理事に就任したが、使用者の業務量の減少により平成 23 年 8 月に役員を退任し、使用者との間で従業員として雇用契約を締結した。

平成 24 年 1 月、C 氏が中心となって申請組合を結成した。

平成 25 年 4 月、使用者は、組合員 C らに解雇予告を行ったが翌月になって解雇を撤回し、12 月、使用者は再度、組合員 C に整理解雇を通告した。

平成 26 年 1 月、組合は解雇問題に関する団体交渉を申し入れたが、使用者は、団体交渉に応じる条件として、組合に対し争議の円満解決に向けた条件の文書提示を求めた。組合は、具体的な協議は団体交渉の場で可能と主張し、団体交渉は開催されなかった。

2 月 21 日、組合は、あっせん申請を行った。

8 申請者のあっせん取下げ

あっせん申請後の 2 月 28 日に開催された団体交渉において、使用者は整理解雇を撤回しなかったが、3 月 20 日としていた解雇日を留保し、労使は団体交渉で円満な解決に向け協議することで合意した。

2 月 28 日、組合はこの合意を受け、今後の団体交渉で解雇問題が不調となった場合に改めてあっせん申請を行うとして、あっせん申請を取り下げた。

【関連争議】平成 24 年（調）第 2 号、第 11 号
平成 26 年（調）第 3 号

平成 26 年 (調) 第 3 号 (2064 号)

申請年月日	平成 26 年 3 月 17 日	あっせん員指名日	平成 26 年 4 月 14 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 那須	使用者委員 草薙
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 26 年 4 月 14 日	終結区分	打切り (被申請者不同意)

1 申請者

X労働組合A支部B分会
(所在地：小野市、組合員数：8人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合A支部 B分会	名 称	Y協同組合
所 在 地	小野市	所 在 地	小野市
分会員数	8人	従業員数	2人
		業 種	協同組合

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催（整理解雇の撤回）

4 争議の概要

雇用期間の定めのない労働契約を締結した組合員が、使用者から整理解雇の通知を受け、組合が解雇撤回を求めたが、使用者は、民法第 627 条に基づく労働契約の解約手続が完了したと主張して団体交渉に応じなかった。

5 争議の特徴

期間の定めのない雇用の解約の申入れの有効性が争われた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 組合員Cの解雇を撤回せよ。 (労働契約法上の解雇である。)	① 民法 627 条に基づく期間の定めのない雇用の解約の申入れであり、解雇ではない。
② 組合員Cの問題は、団体交渉の中で、解決方法を協議すればよい。	② 円満に解決する具体的内容について、事前に提示すべきである。
③ 組合員Cの解雇について団体交渉を申し入れているのに、使用者は応じない。	③ C氏の件は、団体交渉で一致点を見出すことは困難である。

7 あっせんに至るまでの経過

平成26年2月21日、組合は、整理解雇の理由説明を求めてあっせん申請（平成26年（調）第2号）を行ったが、その後開催された団体交渉において、労使は団体交渉で円満な解決に向け協議することで合意し、同月28日、組合は、今後の団体交渉で解雇問題が不調となった場合に改めて申請するとして、あっせん申請を取り下げた。

3月7日、使用者は、C氏に対する民法627条の規定による労働契約の解約の申入れ（解雇ではない）については団体交渉での解決は困難と判断し、組合のいう「しかるべき措置」（裁判等）をもって解決を図る、との回答書を組合に送付した。

同月17日、組合は、あっせん申請を行った。

8 被申請者（使用者）のあっせん不同意

3月28日、事務局調査において、使用者はC氏のみを解雇する理由として、従来の主張を回答した。

4月14日、使用者はあっせん不同意届を提出した。

[不同意理由]

平成26年3月20日をもってC氏との労働契約は消滅した。C氏が労働基準監督署へ相談したため、同署から呼び出しを受けた。C氏は訴訟を提起すると聞いている。以上を勘案し、理事会で諮った結果、あっせんには同意しない。

9 あっせん員の協議・決定

4月14日、あっせん員が指名され、被申請者のあっせん不同意の理由を踏まえ協議した結果、あっせんを行うことはできないとして、あっせんに打ち切った。

【関連争議】平成24年（調）第2号、第11号
平成26年（調）第2号

平成 26 年(調)第 4 号(2065 号)

申請年月日	平成 26 年 3 月 26 日	あっせん員指名日	平成 26 年 4 月 10 日
あっせん員	公益委員 関根	労働者委員 服部	使用者委員 佐野
係属日数	23 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 5 月 2 日	終結区分	打切り (あっせん不調)

1 申請者

X労働組合

(所在地：神戸市中央区、組合員数：601 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合Y分会	名 称	学校法人Y
所 在 地	神戸市中央区	所 在 地	尼崎市
分会員数	1 人	従業員数	127 人
		業 種	教育、学習支援業

3 あっせん事項

団体交渉の開催（理事長の出席、雇止めの撤回と専任教員としての採用）

4 争議の概要

1 年間の常勤講師として期間雇用契約を結んだ教員が、契約を 1 回更新後に雇止めを通告されたため、組合に加入し、団交での理事長の出席と（雇用期間の定めがない）専任教員としての採用を求めた。

5 争議の特徴

- ① 雇止めされた期間雇用教員が合同労組へ駆け込んだ。
- ② 期間契約を 1 回更新した組合員が、期間の定めのない雇用契約への転換を求めた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
<p>① 採用の責任者である理事長が団体交渉に出席せよ。</p> <p>② 組合員 A の雇止めを撤回し、専任教員として採用せよ。</p> <p>同時期に常勤講師に採用された者のうち組合員 A のみが専任教員に採用されていない。</p> <p>意向確認を行うなど、雇用の期待を抱かせており、雇止めである。</p>	<p>① 出席しない。</p> <p>② 非常勤講師としての採用を提示したが、A 氏から回答が無かった。</p> <p>常勤講師の契約更新回数は 1 回と定めており、A 氏は既に 1 回更新した。設置科目等の精査を行い、A 氏の教える科目は専任教員を増員しない。</p>

7 あっせんに至るまでの経過

平成 24 年 4 月、A 氏が、使用者の常勤講師として採用された。(雇用契約期間は 1 年間、更新は 1 回限り)

平成 25 年 4 月、同氏が常勤講師として契約更新を行った。

平成 26 年になって、平成 24 年に常勤講師として採用された 9 名のうち、同氏を除く 8 名が、平成 26 年 4 月から専任教員として採用されることが判明した。

平成 26 年 2 月 4 日、同氏が組合に加入し、組合は、同氏の専任教員採用に係る団体交渉開催を要求した。

同月 14 日以降、計 4 回の団体交渉を開催したが進展がなく、3 月 26 日、組合は、あっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（5 月 2 日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 組合員 A は、採用の際、常勤講師は 2 年経過すれば、よほどのことがない限り専任教員になるという説明を受けた。	①② 採用・更新の際に、必ず専任教員として採用するという説明をすることはあり得ない。
② 契約更新時に校長から専任教員としての採用希望を訊かれ、採用希望の意向を伝えた。	
③ 同時期に常勤講師に採用された 8 名は専任教員となった。能力を認めているにもかかわらず、組合員 A のみを専任教員として採用しないのは不合理である。	③ 定員割れが続いており、期間の定めのない教員を採用できないという経営上の理由と、A 氏の教える科目の教員の年齢構成上の理由から、採用できない。

9 あっせん員の協議・決定

あっせん員は、両当事者の事情聴取を踏まえ個別折衝を行ったが、両者の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断して、あっせんを打ち切った。

平成 26 年 (調) 第 5 号 (2066 号)

申請年月日	平成 26 年 5 月 26 日	あっせん員指名日	平成 26 年 6 月 19 日
あっせん員	公益委員 大内	労働者委員 熊野	使用者委員 吉田
係属日数	14 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 7 月 2 日	終結区分	解 決

1 申請者

X労働組合 A 支部

(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部 Y 分会	名 称	Y 株式会社
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	伊丹市
分会員数	3 人	従業員数	21 人
		業 種	金属製品製造業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催（査定格差の根拠となる賃上げ資料の提示）

4 争議の概要

組合の賃上げ要求に対し、使用者が組合員 2 人について格差のある回答（格差〇〇〇円）を行ったところ、組合が「同一労働、同一賃金」を主張し、査定格差の根拠と、賃上げ原資確認のための決算書の開示を求めた。

5 争議の特徴

組合が、賃上げ額に格差が生じた根拠の説明と、賃上げ原資の資料提示を求めた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 「同一労働、同一賃金」であるべきで、査定格差の根拠を提示せよ。	① 組合の意向を反映し、両者の格差をできるだけ縮減した。
② 提示された売上・経費等の数字だけでは、どのような経理処理がされたか不明であり、適正な賃上げ原資であるか確認できない。 3 年間分の決算書を提示せよ。	② 決算書は開示できない。 売上・経費の数字の概数は提示した。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 2 月 20 日、組合が使用者に、平成 26 年春闘統一要求書（賃上げほか）を提出し、使用者は、分会長 B と組合員 C 間で〇〇〇円の差額が生じる賃上げを回答した。

4 月 4 日、組合は使用者に団体交渉を申し入れ、同月 23 日以降、計 2 回の団体交渉が開催されたが進展はなく、5 月 26 日、組合はあっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（7 月 2 日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 本来、「同一労働、同一賃金」が原則であり、使用者は、能力の差があるというだけで具体的な査定根拠を示さずに格差をつけた。	① 作業単価表を元に、団体交渉で誠実に説明を行ってきた。 客観的で分かりやすい能力評価制度の必要性は認識しており、中小企業診断士の指導も得て作成を始めようと考えている。
② 賃上げ原資・労働分配率の妥当性は、決算書等で明らかにすべきである。 使用者は、賃上げ交渉で一切資料を提示していない。	② 同業他社・金融機関との関係から決算書そのものは提示できないが、一定の資料の提示は考える。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

- ① 使用者は、組合に対し、B 氏及び C 氏の平成 26 年分賃上げ回答額の考え方について、改めて、組合の理解を得られるよう誠実に説明を行う。
- ② 使用者は、組合員の労働条件の交渉に当たっては、使用者の売上、営業利益、経常利益及び最終利益等に関する資料を組合に提示した上で、説明を行う。
- ③ 使用者は、賃上げ及び一時金等に関する基準づくりを開始する。
- ④ 使用者は、第 3 項の基準づくりに当たり、組合から意見聴取を行い、誠実に検討の上、組合に説明する。

平成 26 年 (調) 第 6 号 (2067 号)

申請年月日	平成 26 年 5 月 26 日	あっせん員指名日	—			
あっせん員	公益委員	—	労働者委員	—	使用者委員	—
係属日数	—	あっせん回数	—			
終 結	平成 26 年 6 月 4 日	終結区分	取下げ			

1 申請者

X労働組合 A 支部
(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部 B 分会	名 称	Y 株式会社
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	宝塚市
分会員数	12 人	従業員数	約 400 人
		業 種	道路旅客運送業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催(賃上げに関する使用者回答、健康保険負担率の見直し、社長の団体交渉出席)

4 争議の概要

賃上げ要求後に 2 回の団体交渉を開催したが、双方が主張を行うのみで調整がつかず、組合があっせん申請を行った。

健康保険の保険者の変更に伴う従業員負担割合の増加や、賃上げを争った。

5 争議の特徴

- ① 併存組合間で賃上げ実績が異なることが、争議の根底にある。
- ② 組合が、健康保険負担率の一方的変更の取り消しを求めた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 賃上げ要求に対する回答を早急に行え。	① 検討中である。
② 保険料事業主負担軽減分を労働者に還元せよ。	② できない。
③ 権限ある社長が団交に出席せよ。	③ 部長等が出席している。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 2 月 20 日、組合が使用者に対し、平成 26 年春闘統一要求書（賃上げほか）を提出した。

4 月 1 日、使用者の健康保険組合が変更された。

同月 30 日以降、2 回の団体交渉が開催されたが、労使双方がそれぞれの主張を行うのみであった。

同月 26 日、組合は、あっせん申請を行った。

8 申請者のあっせん取下げ

6 月 4 日、あっせん申請後の事情の変化により、組合があっせん申請を取り下げた。

〔取下げ理由〕

あっせん申請後に組合内で協議し、分会員が直接社長のもとに出向き要請行動を行うことを決定した。社長が話し合いに応じれば、一気に決着する可能性がある。

使用者は、前回争議であっせんに同意しないなど組合の動きに非常にナーバスであった。今回の要請行動前に、あっせん申請が行われたことを知ると、社長が分会員に会わないこともあり得るので、いったん、あっせんを取り下げる。要請活動が不調に終われば、改めてあっせんを申請する。

【関連争議】平成 21 年（調）第 29 号

平成 25 年（調）第 22 号

平成 26 年 (調) 第 7 号 (2068 号)

申請年月日	平成 26 年 6 月 4 日	あっせん員指名日	平成 26 年 7 月 16 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 福永	使用者委員 草薙
係属日数	9 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 7 月 24 日	終結区分	解 決

1 申請者

X労働組合 A 支部
(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部 Y 分会	名 称	Y 有限会社
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	三木市
分会員数	2 人	従業員数	22 人
		業 種	道路貨物運送業

3 あっせん事項

団体交渉の応諾
(パワハラ欠勤者の労災適用、パワハラ再発防止策の策定実施、春闘要求の回答)

4 争議の概要

組合が使用者に対し、同僚従業員によるパワハラ行為で就労不能になった組合員に対する休業補償と、パワハラ再発防止策の策定を求めた。

併せて、使用者が金融機関との調整を理由に団交に応じないため、組合が団体交渉応諾を求めた。

5 争議の特徴

- ① 同僚従業員によるパワハラが争われた。
- ② 使用者は、団交開催要求に対して文書回答のみで対応した。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 組合員 B の欠勤は、会社の安全配慮義務違反によるものであり、給与を補償せよ。	① 私病であり、欠勤分の給料を減額する。
② 早急に従業員のパワハラ再発防止策を策定し、実施せよ。	② 社員間のトラブルは事実確認を行い、再発防止に努める。
③ 4 回の団体交渉申入れに対し、使用者は、文書回答のみで団体交渉に応じない。	③ 金融機関に債務返済繰り延べを申し入れており、金融機関との結果が出るまで団体交渉は待つて欲しい。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 2 月 20 日、組合は使用者に対し、平成 26 年春闘統一要求書（賃上げほか）を提出した。

3 月 4 日、使用者は組合に、財務状況を理由に要求に応じることができない旨の回答書を送付した。

以降、組合は 4 回の団体交渉申入れを行ったが、使用者は文書回答を行うものの団体交渉には応じなかった。

6 月 4 日、組合はあっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（7 月 24 日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 同僚従業員による暴言・暴行未遂のパワハラ被害を受けた組合員 B は、極度の恐怖心を抱いており、出社することができない。	① 一方当事者の同僚職員 2 名から何度も事情を聴き、組合の主張とは異なる認識を持っている。
② 社長は、パワハラを従業員同士のいざこざであるとして取り上げようとせず、不誠実である。	② 今後、同種の問題が生じた場合は、関係者から事情を聴き、できる限りのことを行う。
③ 平成 26 年 2 月に春闘統一要求書を提出した以降、4 回も団体交渉を申し入れたが、使用者は交渉延期ばかりで団体交渉に応じない。	③ 金融機関との話し合いが決着しない限り、具体的な内容を回答することができないため延期を申し入れた。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

- ① 使用者は、組合の平成 26 年度賃金改定要求等を始めとする組合の団体交渉申入れに対して、速やかに団体交渉を開催することとし、真摯に協議を行う。
- ② 使用者は、平成 26 年 5 月 20 日に従業員間で生じたトラブルへの対応について十分でなかったことを反省し、今後、従業員間で生じる同種のトラブルを防止し、円満な解決を図るための社内環境の整備に努める。
- ③ 使用者及び組合は、組合員 B の復職及び休業補償問題について、速やかに協議を行う。

平成 26 年 (調) 第 8 号 (2069 号)

申請年月日	平成 26 年 6 月 20 日	あっせん員指名日	平成 26 年 7 月 4 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 那須	使用者委員 草薙
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 26 年 7 月 4 日	終結区分	打切り (被申請者不同意)

1 申請者

X労働組合

(所在地：宝塚市、組合員数：20 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	学校法人Y
所 在 地	宝塚市	所 在 地	宝塚市
分会員数	20 人	従業員数	110 人
		業 種	教育、学習支援業

3 あっせん事項

団体交渉の応諾 (労働組合の承認)

4 争議の概要

組合結成後に労使が懇談会を開催した際、使用者が組合に対し、組合員に管理職を含んでいるので労働組合と認めないと主張し、団体交渉にも応じなかった。

5 争議の特徴

- ① 組合の組合員の範囲について、管理職を含むかどうか争われた。
- ② 使用者が、労使懇談会には応じたが団体交渉には応じず、組合上部団体の懇談会出席を拒否した。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
労働組合であり、団体交渉に応じよ。 (組合構成員である学部長・学科長は、実質的な権限を持っておらず、雇用は 1 年契約であり管理職としての労働実態はない。)	団体交渉には応じない。 (組合員に、学部長・学科長という就業規則上の管理職が入っているの ので、労働組合として認めない。上部 組合の代表者を除く教職員団体と の話し合いには応じる。)

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 5 月 14 日、組合が使用者に対し、組合結成通知と団体交渉申入れを行った。

同月 27 日、使用者と組合は懇談会を開催した。使用者は、組合の執行部役員中、学部長及び学科長が法人・大学の「管理職」であり労働組合としては認められないため、団体交渉は行わないが、話し合いには応じる旨を主張した。組合は、懇談会の終了時に、次回は、団体交渉として開催することを申し入れた。

同月 30 日、組合が使用者に再度、団体交渉を申し入れた。

6 月 14 日、使用者は、これまでの主張を繰り返し、大学内部の教職員団体との協議であれば応じるが、外部者である組合上部組織の出席は認めない旨を回答した。

同月 20 日、組合は、あっせん申請を行った。

8 被申請者（使用者）のあっせん不同意

7 月 2 日、使用者は、申請組合の団体交渉を受けるため、あっせんの必要はないとして、あっせん不同意届を提出した。

9 あっせん員の協議・決定

7 月 4 日、あっせん員が指名され、被申請者のあっせん不同意の理由を踏まえ協議した結果、あっせんを行うことはできないとして、あっせンを打ち切った。

平成 26 年 (調) 第 9 号 (2070 号)

申請年月日	平成 26 年 6 月 23 日	あっせん員指名日	平成 26 年 7 月 4 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 那須	使用者委員 草薙
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 26 年 7 月 4 日	終結区分	打切り (被申請者不同意)

1 申請者

X労働組合 A 支部 B 分会
(所在地：大阪市、組合員数：8 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部 B 分会	名 称	株式会社 Y
所 在 地	大阪市	所 在 地	神戸市中央区
分会員数	8 人	従業員数	10 人
		業 種	道路貨物運送業

3 あっせん事項

団体交渉の応諾

- ① 未払残業代の精算
- ② 一律月額〇〇〇円賃下げ分の返還
- ③ 労働慣行に沿った組合員 C の 65 歳までの継続雇用
- ④ 賃上げ一人一律×××円以上

4 争議の概要

組合員が当初所属していた組合を脱退し、その後加入した別組合（申請組合）が団体交渉を申し入れたが、使用者は両組合間の問題が解決されていないとして、団体交渉に応じなかった。

5 争議の特徴

組合員の組合の帰属（同一系統の組合の別支部への転籍）が問われた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
団体交渉申入れに応じよ。	弁護士に任せている。

7 あっせんに至るまでの経過

平成26年1月16日、組合が、団体交渉申入書を使用者に提出し、以降、組合は使用者に対し、3月19日及び4月3日に団体交渉申入書を提出したが、使用者が応じず、団体交渉は開催されなかった。

6月23日、組合は、あっせん申請を行った。

8 被申請者（使用者）のあっせん不同意

7月4日、使用者はあっせん不同意届を提出した。

[不同意理由]

従業員全員が加入するX労働組合D支部E分会に照会したところ、X労働組合A支部B分会（申請組合）に加入した者は、脱退届を提出しておらず、同一組合の異なる支部間に二重在籍している状況である。

申請組合から要求のあった団交事項については、既にD支部E分会と一部労働協約を締結した。

申請組合とD支部との間で問題解決がなされるまでは団体交渉に応じることはできない。

これは使用者が解決できる問題ではない。

9 あっせん員の協議・決定

7月4日、あっせん員が指名され、被申請者のあっせん不同意の理由を踏まえ協議した結果、あっせんを行うことはできないとして、あっせんを打ち切った。

【関連争議】平成24年（調）第20号

平成25年（調）第16号

平成 26 年(調)第 10 号(2071 号)

申請年月日	平成 26 年 7 月 2 日	あっせん員指名日	平成 26 年 8 月 7 日
あっせん員	公益委員 大内	労働者委員 那須	使用者委員 和田(直)
係属日数	9 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 8 月 15 日	終結区分	解 決

1 申請者

Xユニオン

(所在地：大阪市、組合員数：250 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	Xユニオン	名 称	株式会社 Y
所 在 地	大阪市	所 在 地	岡山市
分会員数	250 人	従業員数	412 人
		業 種	建築業

(事件地 神戸市須磨区)

3 あっせん事項

雇止めの撤回と今後の契約更新

4 争議の概要

市の指定管理者と期間 1 年の労働契約を連続して 3 回結んだ(2 回更新)外国人研究員が、当該指定管理者(使用者)から雇止め通告を受け合同労組に加入し、契約の更新(3 回目)と、次年度以降も契約の更新(4 回目)があり得る旨の確認を求めた。

5 争議の特徴

期間労働契約の外国人労働者が雇止め通告を受け、合同労組へ駆け込んだ。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 雇用条件書に沿って平成 27 年 3 月までの就労を認めよ。	① 雇用契約は終了している。
② 上記以降も、契約更新する場合があります。あり得ることを確認せよ。	② 契約更新は行わない。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 2 月 4 日、使用者は口頭で、A 氏に 3 月末での雇用終了を通告した。
同月 25 日、使用者は A 氏に対し、幅広い研究者に雇用機会を与えるためとして雇用契約満了予告通知を行った。

3 月 26 日以降、A 氏と使用者の間で数回話し合いが行われた。

4 月 11 日、A 氏が組合に加入し、組合が使用者に団体交渉を申し入れた。

同月 24 日以降、計 2 回の団体交渉が開催された。

以後も組合と使用者の間で電話でのやりとりが行われたが進展はなく、7 月 2 日、組合はあっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（8 月 15 日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 「雇用条件書及びオファー」では、「2 年を基本とし、1 年毎の契約更新とする。」と記載されるのみで、契約期間の終期について定めがない。	① 地元市からの指定管理の終期が平成 25 年度末であることは、全従業員が認識しており、A 氏も認識していたはずである。
② 平成 25 年度の労働契約では、契約更新の有無について「更新する場合があります。」となっている。	② 期間は 2 年で、給料等個別条件を 1 年毎に更新する契約である。 3 年目は、研究成果の論文をまとめることを期待し、1 年の期間労働契約を新たに締結したもので、2 年の期間契約の更新ではない。
③ 現時点では 27 年度以降の契約更新を求めておらず、26 年度の契約終了時に、契約更新について協議すればよい。	③ 契約更新は行わない。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

- ① 使用者並びに組合及び組合員 A は、組合員 A の雇用契約について、以下のとおりであることを確認する。
 - a 雇用期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日まで。
 - b 雇用契約の更新：平成 27 年 4 月 1 日以降、雇用契約は更新しない。
 - c 労働契約書中の「従事すべき業務の内容」については、速やかに、使用者と組合の間で協議する。
 - d 上記 a から c 以外の労働条件は、平成 25 年度と同様とする。
- ② 組合員 A は、平成 26 年 9 月 1 日を目処として、原職に復帰する。

平成 26 年(調)第 11 号(2072 号)

申請年月日	平成 26 年 7 月 7 日	あっせん員指名日	平成 26 年 8 月 5 日
あっせん員	公益委員 関根	労働者委員 辻	使用者委員 吉田
係属日数	24 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 8 月 28 日	終結区分	解 決

1 申請者

X労働組合
(所在地：猪名川町、組合員数：160 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	医療法人Y
所 在 地	猪名川町	所 在 地	猪名川町
分会員数	160 人	従業員数	約 600 人
		業 種	医療業 社会保険・社会福祉・介護事業

3 あっせん事項

- ① 人事考課に基づく賃金制度導入の撤回
- ② 日勤常勤職員に関する就業規則の解釈の適正化
- ③ 組合掲示板に関するルール確立
- ④ 団交議事録の作成に関するルール確立
- ⑤ 団交における経理資料の提示

4 争議の概要

使用者が平成 26 年 7 月から導入を試みる人事考課制度のほか、夜勤をしない日勤常勤職員の就業規則の解釈や、団交ルール等についても争われた。

5 争議の特徴

人事考課制度の導入や就業規則の解釈等、広範に労使の主張が対立したため、基本的な団交ルールについてののみ、あっせん案を提示し解決した。

6 あっせん申請時の労使の主張(主なもの)

組 合	使 用 者
① 公平・妥当な考課が実施されるか疑問であり、全体として給与水準の引下げとなり受け容れられない。 (標準評価で、昇給額が現行の 60% となる)	① 能力に応じ、給料・一時金を査定する考課制度を導入する。 (激変緩和措置により、標準評価で昇給額が現行の 90% となる。)
② 給与が減額されない「介護」の適用範囲は、職員が親等を介護する場合である。	② 人事制度内規に定める「介護」は、職員本人が要介護状態になった場合である。
③ 許可された掲示板は女子更衣室内で、利用者しか見ることができない。	③ 新たなルール作りは検討する。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 24 年、使用者は人事考課制度の導入に関する組合への意見照会を行い、組合は反対の意見書を提出したが、使用者は考課者訓練等を行った。

平成 26 年 4 月、使用者は、7 月の給与・一時金からの人事考課制度の本格導入を提案し、6 月 11 日以降 3 回の団体交渉を開催したが、合意に達せず、7 月 7 日、組合は、あっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（8 月 28 日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 人事考課制度と賃金制度（激変緩和措置を含む）について、組合員が十分理解できるように使用者は説明していない。	① 人事考課制度については、3 年をかけて検討し、十数回の説明会を行い、組合の要求に応じて激変緩和措置を講じるなど、十分な対応を行ってきた。
② 使用者は経営が厳しいというが、客観的な資料を提示して組合に説明していない。	② 一定の資料を提示する。

あっせんでは、人事考課制度と日勤常勤職員の就業規則の解釈については、労使の主張が大きく乖離し、あっせん案の提示に至らなかった。

また、労使の意思疎通が不十分で、団体交渉における合意事項と未解決事項の整理が十分ではなく、互いに不信感を抱いていたため、あっせん員は、基本的な団体交渉ルールについて調整を図った。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

- ① 使用者と組合は、組合員が使用者の施設内において、組合文書を閲覧できることについて配慮を行った上で、組合掲示板の貸与問題について、誠実に協議を開始する。
- ② 使用者と組合は、各々団体交渉の議事録を作成し、相互に提示・交換する。
- ③ 使用者は、組合に対し、自らの主張の根拠について、具体的に説明し、誠実に団体交渉を行う。

平成 26 年(調)第 12 号(2073 号)

申請年月日	平成 26 年 7 月 10 日	あっせん員指名日	平成 26 年 8 月 21 日
あっせん員	公益委員 小南	労働者委員 切山	使用者委員 和田(要)
係属日数	21 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 9 月 10 日	終結区分	解 決

1 申請者

X労働組合

(所在地：神戸市長田区、組合員数：120 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 Y分会	名 称	Y株式会社
所 在 地	神戸市長田区	所 在 地	神戸市兵庫区
分会員数	10 人	従業員数	100 人
		業 種	道路貨物運送業

3 あっせん事項

①確認書遵守、②プロジェクト人事の撤回、③新配車係による不平等な配車の禁止、④一人リフト作業の撤回、⑤他組合役員の給与支給問題（計 5 項目）

4 争議の概要

使用者は、労働条件等の変更は組合と事前協議を行い、労委合意の上で行うとの確認書を交わしていたにもかかわらず、組合の合意を得ることなく業務改革プロジェクトを実施し、推進メンバーの人事発令を行った。組合は、確認書の遵守や人事の撤回を求めたほか、一人リフト作業や他組合役員への給与支給問題を争った。

5 争議の特徴

組合が、組合員以外の人事撤回や、今後予見される労働争議、他組合役員への不労給与支給についても争った。

6 あっせん申請時の労使の主張（主なもの）

組 合	使 用 者
① 労働条件等の変更に当たって、労使合意を定めた確認書を遵守せよ。	① 適用対象者は再任用嘱託のみ。
② 組合員の労働条件を悪化させる人物を配置したプロジェクト人事を撤回せよ。	② 業務改善提案に応募した人物を抜擢した。
③ 一人リフト作業は、過去に死亡事故も発生するなど、危険である。	③ 労働基準監督署の指導に従っている。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 15 年、組合と使用者の間で、「確認書」（組合員の労働条件等の変更について、会社は組合と事前に充分協議し、労使合意の上で行う）を締結していた。

平成 26 年 6 月、「業務改革プロジェクト」の概要が掲示板に貼りだされ、関連人事を即日実施した。

同月 19 日、組合は、使用者に対し団交申入書を提出し、同月 23 日に第 1 回団体交渉を開催して以降、合計 3 回の団体交渉を開催したが、進展はなかった。

7 月 10 日、組合はあっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（9 月 10 日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① プロジェクト人事の発令は、確認書違反である。	①② 組合には折に触れ説明を行っているし、何度でも説明を行うと表明しているが、組合からの反応がない。
② 業務改革プロジェクトについて、使用者は、組合及び組合員に一切説明していない。	
③ 新配車係は不平等で横柄な指示を行うな。	③ モニター表示や文書掲示により配車指示を行い、配車係は個々のドライバーに指示を出さない。
④ 一人リフト作業は、過去に死亡事故も発生するなど危険である。 使用者はフォークリフトの作業計画書を策定していない。	④ 合法であり、労働基準監督署の指導に従って作業計画書を作成し、全従業員に周知するとともに、安全管理者を配置している。
⑤ 他組合役員への給与支給は資金援助である。	⑤ 組合活動は、申請すれば給与を減額しない。申請組合にも認めている。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

- ① 組合は、組合が考える労使間の問題点を具体的に書面で明らかにし、平成 26 年 9 月 30 日までに使用者に説明を求める。
- ② 使用者は、前項の問題点について、平成 26 年 10 月 15 日を目処に、誠実に説明を行う。

【関連争議】平成 23 年（調）第 10 号

平成 26 年(調)第 13 号(2074 号)

申請年月日	平成 26 年 7 月 30 日	あっせん員指名日	平成 26 年 8 月 21 日
あっせん員	公益委員 小南	労働者委員 佐藤	使用者委員 佐野
係属日数	28 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 9 月 17 日	終結区分	打切り (あっせん不調)

1 申請者

X労働組合 A 支部
(所在地：尼崎市、組合員数：31 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部	名 称	Y株式会社
所 在 地	尼崎市	所 在 地	神戸市中央区
分会員数	31 人	従業員数	72 人
		業 種	道路貨物運送業

3 あっせん事項

- ① 誠実な団体交渉の開催（賃上げ資料の開示）
- ② 団体交渉の応諾（夏季一時金）
- ③ 夏季一時金の仮払い

4 争議の概要

賃上げについて 5 回の団交を行う中で、使用者がこれまで応えなかった賃上げ根拠資料の明細の開示を組合が求めた。夏季一時金については、使用者社長の病気のため団交が開催されず、組合が団交応諾と、使用者回答額での夏季一時金仮払いを求めた。

5 争議の特徴

従来から労使対立があり、使用者提示資料の範囲、交渉が未決着の場合の一時金仮払いが争われた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 損益計算書の販売管理費及び一般管理費を各項目ごとに具体的に示せ。	① 貸借対照表と損益計算書を交付している。
② 夏季一時金の団体交渉に応じよ。	② 社長が病気のため、WEB 会議か、本社周辺で時間を区切った開催であれば、応じる。
③ 使用者回答額で夏季一時金の仮払いを行え。	③ 一時金は、労使が合意して決定するもので、仮払いになじまない。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 2 月 20 日、組合が賃上げ、夏季一時金要求を提出し、3 月 5 日、使用者は損益計算書・貸借対照表を交付した上で、賃上げはできないと回答した。

同月 19 日以降、合計 5 回の団体交渉が開催されたが、進展はなかった。

5 月 1 日、組合が、損益計算書の販売管理費及び一般管理費の明細の開示要求を行ったが、6 月 3 日、使用者は、社長が病気治療入院したため、団体交渉が開催できないと連絡した。

7 月 16 日、組合が夏季一時金の仮払い要求を行い、同月 18 日、使用者は夏季一時金の回答を行った。

同月 30 日、組合は、あっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（9 月 17 日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 賃上げについて 5 回の団体交渉を行った。若干の有額回答しかできない根拠として、販売管理費や一般管理費の明細について資料を求めたが、使用者が応じない。	① 毎年、損益計算書と貸借対照表を提供し、その際十分な説明を何回も行っている。
② 社長が入院したことは事実としても、会社として不測の事態に対応できるよう備えるべきであり、組合からの団体交渉申入れに応じるのが使用者の責任である。	② 社長の他に役員がおらず、団交に出席可能な役員を選任できない。社長が病気治療中のため、WEB 会議か、使用者事務所周辺で 1 時間程度に時間を区切った団体交渉を提案した。
③ 組合と使用者の交渉により 7 月中に夏季一時金が支給された実績があり、労働者の生活困窮を救う意味でも使用者回答額で仮払いを行うべきである。	③ 従来、夏季一時金は組合と交渉・合意の上で支給してきた。

9 あっせん員の協議・決定

あっせん員は、両当事者の事情聴取を踏まえ、申請事項 3 案の一括提示や、夏季一時金問題のみの分離解決など、様々な提案を行い根気強く説得を行ったが、労使の主張に歩み寄りがなく、これ以上あっせんに継続しても解決の見込みがないと判断して、あっせんに打ち切った。

【関連争議】平成 23 年（調）第 21 号

平成 24 年（調）第 15 号

平成 26 年(調)第 14 号(2075 号)

申請年月日	平成 26 年 8 月 20 日	あっせん員指名日	—			
あっせん員	公益委員	—	労働者委員	—	使用者委員	—
係属日数	—	あっせん回数	—			
終 結	平成 26 年 10 月 3 日	終結区分	取下げ			

1 申請者

- ① A 労働組合共闘会議
- ② B 市労働組合
- ③ C 市労働組合

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	① B 市労働組合 ② C 市労働組合	名 称	Y 一部事務組合
所 在 地	洲本市・南あわじ市	所 在 地	南あわじ市
分会員数	14 人	従業員数	20 人
		業 種	地方公務

3 あっせん事項

団体交渉の応諾（人員配置等勤務条件に関する単純団交拒否）

4 争議の概要

一部事務組合である使用者においては、従来、C 市は分担金を支払うのみであったが、新たに職員を派遣することになった。

使用者は、職員の勤務条件等の説明を B 市労働組合に対し行ったが、申請組合からの団体交渉申入れに応じないため、組合が応諾を求めた。

5 争議の特徴

一部事務組合(使用者)が、混合組合からの団体交渉申入れに応じなかった。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
団体交渉に応じよ。	勤務条件等は B 市労働組合に説明した。 今後も B 市労働組合と協議を行う。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 1 月 22 日、使用者が組合側（B 市労働組合・C 市労働組合）に対し、労働条件等の事前説明を行った。

2 月 10 日、A 労働組合共闘会議が協議申入れを行ったところ、3 月 14 日、使用者は、既に当組合職員の加入する B 市労働組合に対して説明を行っており、今後も同組合と協議を行うと回答した。

申請組合 3 者が使用者に対し、4 月 2 日及び 28 日に団体交渉要求書を提出したが使用者が応じず、団体交渉は開催されなかった。

8 月 20 日、組合は、あっせん申請を行った。

8 申請者のあっせん取下げ

9 月 8 日、事務局調査を実施したところ、使用者は、組合 3 者が同席の上、団体交渉を進めていくと回答した。

同月 26 日、使用者は、組合 3 者に対し要求書に対する回答を行った。

10 月 2 日、組合 3 者との団体交渉が開催され、交渉の冒頭、使用者事務局長は、組合からの要求に対し回答が遅れたこと、団体交渉の開催が遅れたことについて謝罪した。

具体的な労働条件（人員配置等）は、引き続き労使で協議することが確認されたとして、同月 3 日、組合 3 者は、あっせん申請を取り下げた。

平成 26 年(調)第 15 号(2076 号)

申請年月日	平成 26 年 9 月 1 日	あっせん員指名日	平成 26 年 10 月 6 日
あっせん員	公益委員 関根	労働者委員 服部	使用者委員 松下
係属日数	23 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 10 月 28 日	終結区分	解 決

1 申請者

X労働組合

(所在地：神戸市長田区、組合員数：120 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合Y分会	名 称	Y株式会社
所 在 地	神戸市長田区	所 在 地	神戸市東灘区
分会員数	4 人	従業員数	50 人
		業 種	道路貨物運送業

3 あっせん事項

- ① 「安全手当」の見直し
- ② 業務停止処分による運転手当カットの見直し
- ③ 事故を起こした者及びアルコール検知者に対する「反省・教育」の見直し

4 争議の概要

事故を起こした者及びアルコール検知者に対する「安全手当」の不支給と乗務停止による運転手当カット、付随する「反省・教育」の見直しについて、団体交渉が開催されたが、決裂した。

5 争議の特徴

交通事故を起こした場合の安全手当（無事故手当）の不支給と、乗務停止による運転手当カットが、二重の賃金カットに当たるかが争われた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 1 回の事故等で安全手当が支給されないのは行き過ぎで、乗務停止期間も恣意的である。	① 賃金規程どおり。 乗務停止は、事故審議委員会の決定による。
② 安全手当の不支給だけでなく、歩合給である運転手当も減少することは、賃金の二重カットである。	② 賃金規程どおり。
③ 「反省・教育」として行われていることは見せしめであり、見直せ。	③ 事故や飲酒運転の防止に必要である。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 21 年 9 月に申請組合分会が結成された当時から、安全手当に関しては一貫して見直し要求を行ってきた。

平成 26 年 5 月 21 日、組合は団体交渉を申入れ、7 月 14 日、団体交渉が開催されたが、労使はお互いの主張を行うのみで、交渉は決裂した。

9 月 1 日、組合は、あっせん申請を行った。

8 あっせんの経過(10 月 28 日、あっせん員による事情聴取)

組 合	使 用 者
① 事故を起こした場合、その月の安全手当が支給されないだけであったが、改正後は、1 回事故を起こすと、改正前 1 年分の安全手当相当額が支給されない。	① 平成 17 年に安全手当を見直した結果、事故・手当不支給者ともに減少し、大多数の従業員からも好評である。
② 事故を起こした者及びアルコール検知者は、1 週間程度の乗務停止となり、運転手当(歩合給)の減少と、安全手当の不支給は、二重に懲罰を受けることになる。	② 安全手当は報奨金的な意味合いのものであり、乗務停止による運転手当の減少とは次元が異なる。
③ 乗務停止期間中は、一日中反省文を書かされたり、雑用をさせられるなど、他の乗務員に対する「見せしめ」である。	③ 乗務停止期間中は、自らの行為を反省する文章を書かせたり、危険予知運転等を学習させており、事故の再発防止に有意義である。

9 あっせんの結果(あっせん案の要旨)

- ① 使用者は、組合に対し、平成 17 年の安全手当の改正の趣旨及び同改正により生じた交通事故の減少等見直し効果について、資料を提示の上、改めて説明を行う。
- ② 使用者及び組合は、アルコール検知者に対する安全手当の支給問題と乗務停止等の制裁問題について分離する方向で団体交渉を行い、成案を得るよう努力する。
- ③ 使用者は、組合に対し、交通事故及びアルコール検知による乗務停止期間の実績並びに被処分者が乗務停止期間中に行う研修や業務内容について、改めて説明し意見を聴いた上で、必要に応じ、就業規則及び事故処分規程の改正を行う。

【関連争議】平成 23 年(調)第 29 号

平成 26 年(調)第 16 号(2077 号)

申請年月日	平成 26 年 9 月 2 日	あっせん員指名日	—			
あっせん員	公益委員	—	労働者委員	—	使用者委員	—
係属日数	—	あっせん回数	—			
終 結	平成 26 年 10 月 27 日	終結区分	取下げ			

1 申請者

X労働組合 A 支部

(所在地：大阪市西区、組合員数：1,800 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部 Y 分会	名 称	有限会社 Y
所 在 地	大阪市西区	所 在 地	神戸市兵庫区
分会員数	8 人	従業員数	260 人
		業 種	持ち帰り・配達飲食サービス業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催（労働契約の明確化、退職金）

4 争議の概要

団体交渉における使用者の不規則発言や、団交で約束した資料等を使用者が明示しなかったことについて、組合が誠実な団体交渉の開催を求めた。

5 争議の特徴

あっせん申請後に選任された使用者弁護士代理人が、労使の調整に入り、組合があっせん申請を取り下げた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
<p>① 団体交渉に誠実に応じよ。 団交では、使用者が協議事項と関係のない精神論を持ち出すなど議論ができず、約束していた就業規則や賃金労働条件の明示も行わなかった。</p> <p>② 使用者が組合員に対し、「なぜ組合に加入したのか」という恫喝まがいの支配介入を行った。</p>	<p>① 団体交渉は拒否していない。</p> <p>② 組合が主張する恫喝まがいの支配介入は事実ではない。</p>

7 あっせんに至るまでの経過

平成26年6月26日、組合は、組合結成通知と労働契約の明確化等を求める団体交渉申入書を提出した。7月4日及び8月6日に団体交渉が開催されたが、使用者側の不規則発言で、議論がかみ合わず終了した。

その後、組合が、電話又は面談により団体交渉を申し入れ、内容証明郵便を送付したが、使用者は、具体的な団交日時を示さなかった。

9月2日、組合は、あっせん申請を行った。

8 申請者のあっせん取下げ

使用者は、あっせん申請以降に代理人弁護士を選任し、9月16日、事務局調査において、引き続き組合と誠実に交渉していく旨を表明した。

10月3日、第3回団体交渉が開催され、組合員の退職金問題について交渉が行われたが進展はなかった。

その後、使用者側弁護士が退職金支払の調整に入り、同月27日、組合は以前より進捗がみられたとしてあっせん申請を取り下げた。

平成 26 年(調)第 17 号(2078 号)

申請年月日	平成 26 年 9 月 8 日	あっせん員指名日	平成 26 年 10 月 15 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 熊野	使用者委員 草薙
係属日数	23 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 11 月 6 日	終結区分	解 決

1 申請者

XユニオンY支部

(所在地：西脇市、組合員数：24 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	XユニオンY支部	名 称	Y株式会社
所 在 地	西脇市	所 在 地	西脇市
分会員数	24 人	従業員数	80 人
		業 種	電子部品・デバイス・電子回路製造業

3 あっせん事項

退職金の支払

4 争議の概要

使用者が、会社解散に伴う退職に関し、全従業員に対し、退職優遇措置の適用申請書兼退職届（退職金の分割支払を条件とする）の提出を求め、組合員を含む大多数の従業員が応じたが、組合は就業規則どおりの退職金支払を求めた。

5 争議の特徴

会社解散に伴う退職金支払時期について、労使の主張が相違した。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 就業規則の規定どおり、退職日から 1 か月以内に支払え。	① 退職金の 50%は退職後 1 か月後に、残額を上記支払から 6 か月以内に支払う。
② 使用者は、運転資金を保有しているから、組合員の半分の退職金をすぐに支払うことは可能である。	② 全ての従業員に公平な取扱いをしたいと考えており、組合員だけ早く支払うことはできない。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 4 月 1 日、使用者が従業員に会社解散の説明を行った。

同月 30 日、組合が結成され、5 月 1 日、組合が、使用者に組合結成通知書及び退職金支払等に関する要求書を提出した。

使用者は、退職金 50%は退職後 1 か月以内、残額はさらに 6 か月以内に支払うと回答した。

同月 28 日以降、合計 5 回の団体交渉が開催されたが、進展はなかった。

9 月 8 日、組合はあっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（11 月 6 日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 退職金支払原資に機械売却代金を充てるという説明を受けた。 当初の計画より売却代金の入金が遅れており、組合員は残りの退職金が支払われるか、不安を感じている。	① 団体交渉には今後も継続して応じる。
② 使用者には、手元資金がある。いずれ満額の退職金を支払う意思があるなら、組合員の残りの退職金だけでも早く払って欲しい。	② 機械売却は順調に進み、既に 99%が契約済みである。代金の支払条件もあり、残りの退職金を一括支払できる状況ではない。
③ 毎月、使用者の収支状況の説明を受けているが、資料は交付されていない。	③ 組合員の不安・懸念を解消するため、できる限りの情報開示に努める。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

① 使用者は、退職金の支払が組合の組合員にとって切実な問題であることを深く認識するとともに、改めて、2014 年 4 月 24 日付け「退職金および退職優遇措置等について」に従い、退職金を支払うことを確認する。

② 使用者は、退職金の第 2 回目の支払が、同第 1 回目の支払から 6 か月以内であることを鑑み、可能な限り、対象者全員に対し早期に支払えるよう努める。

③ 使用者は、退職金の支払が完了するまでの間、少なくとも毎月 1 回以上、組合に、現金収支予測等の資料を開示又は交付の上、退職金支払の見込みについて誠実に説明する。

平成 26 年(調)第 18 号(2079 号)

申請年月日	平成 26 年 10 月 17 日	あっせん員指名日	平成 26 年 11 月 6 日
あっせん員	公益委員 大内	労働者委員 福永	使用者委員 村元
係属日数	27 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 12 月 2 日	終結区分	解 決

1 申請者

X労働組合
(所在地：神戸市中央区、組合員数：26 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	有限会社Y
所 在 地	神戸市中央区	所 在 地	神戸市長田区
分会員数	2 人	従業員数	45 人
		業 種	その他の製造業

3 あっせん事項

[当 初] 団体交渉の応諾（退職者の処遇）
[変更後] 組合員の離職に関する条件の調整

4 争議の概要

使用者が、営業赤字等を理由として新規開設店舗の閉店を決定したため、組合員は退職したが、1 週間の店舗休業の後、他店の従業員の応援や新たに雇用した者で、同店の営業を再開した。

組合の求める調整事項は、団体交渉の応諾であったが、状況の変化に伴い、離職に関する条件の調整に変更した。

5 争議の特徴

- ① あっせん申請後の状況変化により、あっせん事項を変更した。
- ② 合同労組加入後、社長の虚偽発言で自主退職した組合員の離職条件を組合が争った。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 社長が閉店を表明したため、組合員らは退職を申し出たが、その後、営業を再開しており、社長の発言は虚偽である。	① 店舗の賃貸借契約期間が 6 か月残っており、他店従業員の応援やアルバイトを採用し再開したところ、売上が改善した。今後も営業を継続する可能性がある。
② 本来は原職復帰とすべきであるが、労使の信頼関係が崩れており、離職の条件の調整を求める。	② 組合員らは自主退職であるが、復職する意思があるなら、本社のどの職種でも受け入れる。

7 あっせんに至るまでの経過

平成26年9月21日、A氏が組合に加入し、同月22日、組合が使用者に組合加入通知と団体交渉申入れを行った。

10月1日、団体交渉が開催され、使用者が、11月6日付けで店舗を閉店すると表明した。

10月3日付けで、組合員A及び組合員Bが退職を表明し、使用者社長は了解した。

同月6日、労使間で事務折衝が行われ、使用者が、組合に対し店舗を休業させた損害賠償請求を行うことを表明した。

同月11日及び15日、組合が団体交渉申入れを行ったが、団体交渉は開催されなかった。

同月17日、組合は、あっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（12月2日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 社長は、団交の席で11月6日に店舗を閉店すると表明した。	① 11月6日までの営業を考えていたが、組合員らの退職後に採用したアルバイトの人件費が安く、売上げも上がるなど状況が好転した。 店舗解約（解約申入みから6か月後）までは営業する可能性があるが、経営状況が悪化すれば閉店する。
② 組合員は社長の虚偽の説明により退職を申し出た。本来は、原職復帰を求めるところであるが、組合員と社長の信頼関係が崩れており、離職条件の調整を希望する。	② 組合から、組合員らが自主退職するとの申出を聞いた。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

- ① 使用者は、組合の組合員であるA及びBの離職理由が、「自己都合」ではなく「会社都合」であると公共職業安定所に通知する。
- ② 使用者は、組合に対し解決金を支払う。
なお、解決金の額は、使用者及び組合が自主的に定める。
- ③ 使用者並びに組合、A及びBは、前項の解決金の支払のほか、相互に債権・債務がないことを確認する。

平成 26 年(調)第 19 号(2080 号)

申請年月日	平成 26 年 11 月 5 日	あっせん員指名日	平成 26 年 11 月 14 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 那須	使用者委員 草薙
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 26 年 11 月 14 日	終結区分	打切り (被申請者不同意)

1 申請者

X労働組合 A 支部
(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合 A 支部 Y 分会	名 称	Y 株式会社
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	神戸市須磨区
分会員数	3 人	従業員数	45 人
		業 種	製造業

3 あっせん事項

団体交渉の応諾

4 争議の概要

使用者の業績悪化により、組合は、給与等の支払に不安を覚えたため団体交渉を申し入れた。団体交渉開催後に使用者が破産手続に入ることを発表し、次回団交期日に使用者が現れなかったため、即日、組合があっせん申請を行った。

5 争議の特徴

破産手続開始を申し立てた使用者が団体交渉に応じなかった。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
団体交渉を予定していたが、社長ほか役員が音信不通であり、団体交渉に応じない。	

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 8 月頃から、従業員の給与の遅配が始まった。

10 月 15 日、団体交渉が開催され、使用者は、退職金制度はないが功労金を支給したことがある旨の説明を行い、次回団交を 11 月 5 日に開催し、使用者から決算書等を開示して経営内容を説明することになった。

10 月 31 日、取締役 B 氏と同 C 氏が全従業員を集め、会社を清算し、破産手続に入ることを、従業員は翌日より自宅待機とし、未払賃金は支払うが 1 か月ほど猶予が欲しいと説明した。

同日、本社及び各店舗に使用者の代理人弁護士名で、破産手続に入る旨の文書が掲示された。

11 月 5 日、使用者が団体交渉に現れなかったため、組合は使用者の弁護士に団交申入書を提出し、同日、あっせん申請を行った。

8 被申請者（使用者）のあっせん不同意

事務局から、使用者取締役に連絡したところ、会社がこのような状況では、あっせんは受けられない旨の回答があり、11 月 12 日、破産手続開始申立てを理由とするあっせん不同意届が提出された。

9 あっせん員の協議・決定

11 月 14 日、あっせん員が指名され、被申請者のあっせん不同意の理由を踏まえ協議した結果、あっせんを行うことはできないとして、あっせんに打ち切った。

【関連争議】平成 15 年（調）第 15 号

平成 26 年(調)第 20 号(2081 号)

申請年月日	平成 26 年 11 月 14 日	あっせん員指名日	平成 26 年 11 月 21 日
あっせん員	公益委員 関根	労働者委員 切山	使用者委員 佐野
係属日数	22 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 26 年 12 月 12 日	終結区分	解 決

1 申請者

Xユニオン

(所在地：尼崎市、組合員数：350 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	XユニオンY分会	名 称	株式会社Y
所 在 地	尼崎市	所 在 地	神戸市中央区
分会員数	11 人	従業員数	1,450 人
		業 種	卸売業、小売業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催（パワハラ of 謝罪、労使間の基本ルールの確認）

4 争議の概要

使用者へ送付された 2 通の匿名投書に関し、使用者が行った事情聴取はパワハラであるとして、組合が使用者に対し謝罪を求めた。

併せて、使用者が労使関係に関する一般的な回答しか行わないため、組合は、労使間の基本的な団交ルールについて、明確かつ具体的な回答を求めた。

5 争議の特徴

- ① 使用者から従業員へのパワハラが争われた。
- ② パワハラをきっかけに従業員が合同労組へ駆け込んだ。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① パワハラ of 事実を認め謝罪せよ。	① 人事・労務管理上の必要から行ったもので、社会通念上、常識的な対応である。
② 使用者の回答は、労働組合を認めないと主張するのと同じである。 (組合員の労働条件について、協議し決定せよ。不当労働行為を行なうな。)	② 団体交渉に応じ、書面で回答している so 問題はない。

7 あっせんに至るまでの経過

平成26年8月、まず、使用者宛てに差出人不明の、社員Aのセクハラに関する投書が、次に、役員Bのセクハラ・金銭問題等に関する投書が届いた。

社員Aに関する投書について、使用者は、女性正社員全員に事情聴取を行い、さらにセクハラを受けた可能性のある社員を対象に個別に事情聴取を行った。

また、社員Aには事情聴取を行い、セクハラを受けた可能性のある女性正社員全員から、セクハラを受けていない旨の文書をとって提出するか、始末書を提出か、いずれかを行うよう指示した。

役員Bに関する投書について、使用者は、複数の女性社員に対し事情聴取を行った。女性社員らは、投書を行った容疑者扱いされていると感じた。

10月6日、使用者のこれら一連の行動をパワハラとして、組合分会が結成され、組合が使用者に団体交渉を申し入れた。

同月29日以降計2回の団体交渉が開催されたが進展はなく、11月14日、組合はあっせん申請を行った。

8 あっせんの経過（12月12日、あっせん員による事情聴取）

組 合	使 用 者
① 使用者は、組合要求（雇用・労働条件を組合と協議し決定する、不当労働行為を行わない）に対し、法を遵守するという一般論を回答した。団交に出席しているから問題がない、という態度である。	① 団交では、組合から多人数が参加し一方的に主張を繰り返した。組合と対等な立場で、平穏に協議していきたい。
② 使用者の聴取は、投書内容の調査よりも、投書者の特定に重点を置いている。「容疑者」と言ったり、誰が行ったという決めつけがある。	② 関係者の聴取は、社会常識に則り慎重かつ丁寧に行った。（組合員を容疑者とは決めつけていない。）
③ 使用者社長は、日頃から社員を信用せず暴言を吐き、社員は普通に仕事ができる精神状態ではない。	③ 役員は大きな声で指示しても叫ぶ訳ではなく、社員が精神的な圧力を受け続けるものではない。

9 あっせんの結果（あっせん案の要旨）

- ① 使用者及び組合は、組合の組合員の労働条件について、使用者又は組合から団体交渉の申入れがあった場合は、誠実かつ平穏に、真摯な団体交渉を行う。
- ② 団体交渉のルールについて、議題の1週間前通告、5名程度の交渉員、2時間以内を基本とし、使用者及び組合で協議する。
- ③ 使用者は、労働組合法に則り不当労働行為を行わない。
- ④ 使用者は、組合の組合員に対し、匿名投書に関する事実関係の確認過程において、一部不適切な対応があったことに対し、遺憾の意を表明する。
- ⑤ 使用者及び組合は、パワハラやセクハラのない就業環境の整備・改善に向け、互いに協力していく。

平成 26 年(調)第 21 号(2082 号)

申請年月日	平成 26 年 12 月 1 日	あっせん員指名日	平成 26 年 12 月 22 日
あっせん員	公益委員 小南	労働者委員 辻	使用者委員 草薙
係属日数	一日	あっせん回数	一回
終 結	係属中	終結区分	—

1 申請者

X労働組合
(所在地：神戸市北区、組合員数：11 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	一般財団法人Y
所 在 地	神戸市北区	所 在 地	神戸市西区
分会員数	11 人	従業員数	79 人
		業 種	その他のサービス業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催（年末一時金の支給率改善、団体交渉ルール）

4 争議の概要

使用者はA市の外郭団体で、市からの派遣職員とOB職員は、市職員と同等の年末一時金の支給を受けているのに対し、プロパー職員は大きく下回る率の支給しか受けていないことから、組合がその調整を求めた。

併せて、使用者は一時金の上乗せは難しいと口頭で説明するだけであり、資料を提示し丁寧な説明を行った上で、誠実に団体交渉を行うよう、組合が求めた。

5 争議の特徴

市の外郭団体で、市からの派遣職員とプロパー職員との一時金支給率が異なることが争われた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① プロパー職員に、A市派遣職員と同率の支給率の年末一時金を支給せよ。	① 経営状況の好転がみられないため、前年実績並みを支給する。
② 上半期業績について決算資料等を提示し、丁寧な説明を行った上で誠実に団体交渉に応じよ。	② 決算見込み資料については、確定していないため、提示できない。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 11 月 6 日、組合が年末一時金に関する団体交渉申入書を提出したところ、同月 17 日、使用者は収支目標の達成が非常に厳しく、年末一時金は昨年並みと回答した。

同月 25 日、団体交渉を開催したが、労使の主張は平行線のままで、使用者は、使用者回答の根拠について出せるものはないと回答した。

その後も、労使で文書のやりとりはあるものの進展はなかった。

12 月 1 日、組合は、あっせん申請を行った。

【平成26年12月31日現在、係属中である。】

【関連争議】平成 19 年（調）第 3 号

平成 26 年 (調) 第 22 号 (2083 号)

申請年月日	平成 26 年 12 月 5 日	あっせん員指名日	平成 26 年 12 月 18 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 服部	使用者委員 草薙
係属日数	一日	あっせん回数	一回
終 結	係属中	終結区分	—

1 申請者

X労働組合A支部
(所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合A支部 B分会Y班	名 称	Y有限会社
所 在 地	神戸市兵庫区 (豊岡市)	所 在 地	尼崎市
分会員数	8人	従業員数	15人
		業 種	鉄鋼業

3 あっせん事項

誠実な団体交渉の開催 (請負契約発注者との契約更新、解雇撤回)

4 争議の概要

使用者は、請負元との請負代金値上げ交渉が決裂したため、事業の継続を諦め、破産手続開始申立てを行うことを決定し、組合員を解雇した。

5 争議の特徴

使用者が従業員を解雇し、破産手続開始申立てを行ったため、破産手続開始決定前のあっせん開催を目指した。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 請負契約発注者との契約を更新せよ。	① 請負代金の値上げ交渉を行ったが、請負契約発注者が拒否したため、契約を終了した。
② 解雇を撤回せよ。	② やむを得ず自己破産を選択し、解雇を行った。
③ 誠実な団体交渉に応じよ。	③ 従業員を解雇する事情は、既に組合に説明した。

7 あっせんに至るまでの経過

平成 26 年 9 月 24 日、組合が使用者に対し分会確立通知書を提出し、同日、第 1 回団体交渉を開催した。以降、合計 3 回の団体交渉が開催された。

11 月 8 日の第 3 回団体交渉の際に、使用者社長が、使用者の事業の全てを占める請負契約の発注者が請負代金の値上げ交渉を拒否したため、会社を閉鎖すると表明し、同月 18 日、従業員に解雇通知書を手渡すとともに、同月 20 日、解雇予告手当を振り込んだ。

その後も、労使で団体交渉を巡って調整が行われたが、団体交渉は開催されなかった。

12 月 5 日、組合は、あっせん申請を行った。

【平成26年12月31日現在、係属中である。】

平成 26 年(調)第 23 号(2084 号)

申請年月日	平成 26 年 12 月 5 日	あっせん員指名日	—			
あっせん員	公益委員	—	労働者委員	—	使用者委員	—
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回			
終 結	係属中	終結区分	—			

1 申請者

X労働組合
(所在地：芦屋市、組合員数：80 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	学校法人Y
所 在 地	芦屋市	所 在 地	芦屋市
分会員数	80 人	従業員数	220 人
		業 種	教育、学習支援業

3 あっせん事項

- ① 団体交渉ルール(出席者、出席者人数、傍聴の可否、団交時間)の調整
- ② 支配介入の禁止 (非公式の会議で団交要求内容の議論・回答を行うな)

4 争議の概要

大学の経営状況に鑑み、次年度以降の雇用保障・一時金引下げ等に不安を覚えた教職員が組合を結成し、団体交渉を開催したが、団体交渉の出席者や傍聴の可否等の団交ルールについて主張が一致しなかった。

併せて、使用者が非公式の会議で、団交要求内容等について議論・回答を行う「非公式会談」を行ったことが支配介入であると組合が主張した。

5 争議の特徴

労使で団交ルールが未確立であったため、組合がルールの調整を求めた。

6 あっせん申請時の労使の主張

組 合	使 用 者
① 団交ルールを定めよ。 a 理事長が出席せよ。 b 出席者数は 15 名程度とせよ。 c 傍聴を認めよ。 d 団交時間は、一定の結論・まとまりがでる程度は必要である。	① 基本協定として結びたい。 a 全権を受けた理事が出席する。 b 7名程度まで認める。 c 認めない。 d 2時間程度。
② 非公式の会議で団交要求内容の議論・回答を行うな。	② 労使相互の理解が進めば、定期的に経営協議会を設置したい。

7 あっせんに至るまでの経過

平成26年6月25日、組合が結成され、7月17日、団体交渉を申し入れた。

同月29日、労使で事前協議が行われ、団交ルールを決めず、とりあえず団体交渉を行うことで合意した。

8月8日、団体交渉が開催され、同月25日、使用者は、交渉担当者7名以下、傍聴不可、団交時間2時間程度の提案を行った。

以降合計で3回の団体交渉が開催されたが、団交出席者・人数、傍聴の可否等について合意に至らなかった。

12月5日、組合は、あっせん申請を行った。

【平成26年12月31日現在、係属中である。】

第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	83
1	概況	83
2	不当労働行為事件取扱一覧表	91
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	93
第2	労働組合の資格審査	95
1	概況	95
2	労働組合資格審査取扱一覧表	96

第1 不当労働行為事件の審査

1 概 況

(1) 取扱状況

平成26年に取り扱った不当労働行為事件は、23件であった。そのうち、前年からの繰越件数は10件で、前年より1件少なく、新規申立件数は13件で、前年より3件多い。終結事件は13件で、前年より2件多くなっている。

また、翌年への繰越件数は10件で、前年と同数である（第1表参照）。

(2) 新規申立事件

平成26年の新規申立件数13件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、2号事件が5件、2・3号事件及び1・2・3号事件が各2件、1号事件、1・2号事件、1・3号事件、1・2・3・4号事件が各1件となっている（第2表参照）。

イ 申立人別では、13件全てが労働組合による申立てとなっている。

ウ 地区別では、神戸地区が6件、阪神南地区及び中播磨地区が各2件、阪神北地区、東播磨地区、淡路地区が各1件となっている（第6表参照）。

エ 業種別では、製造、貨物運送及び卸売・小売が各3件、サービスが2件、教育・学習支援及び医療・福祉が各1件となっている（第7表参照）。

オ 企業規模別では、49人以下が6件、50～99人が4件、300～499人が2件、及び200～299人が1件となっている（第8表参照）。

(3) 終結状況

平成26年に終結した13件の内容は、次のとおりである。

ア 繰越事件が8件、新規申立事件が5件であり、終結区分別では、命令・決定が4件、和解・取下げが9件となっている（第9表参照）。

終結率（終結件数の取扱件数に対する割合）は、57%となっている。

イ 終結事件の係属日数は、命令・決定の最長が997日、最短が267日、和解・取下げの最長が702日、最短が58日、総平均343日となっている（第10表参照）。

(4) 再審査事件

平成26年中に交付された命令・決定のうち1件について、中央労働委員会に再審査の申立てがなされた。

したがって、前年から繰り越された2件と合わせて、翌年への繰越件数は3件となった。（第13表参照）。

(5) 行政訴訟事件

前年から繰り越された2件のうち、平成25年（行コ）第93号不当労働行為救済申立棄却決定取消請求控訴事件については、平成26年1月16日、控訴人敗訴部分について、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却する判決が下された。これに対して、被控訴人（初審申立人）は上告を提起し、上告受理申立てを行った。

平成24年（行ウ）第54号不当労働行為救済申立棄却決定取消請求事件につ

いては、平成 26 年 11 月 17 日、棄却判決が下された。これに対して、原告（初審申立人）は控訴を提起した。

したがって、合計 3 件が平成 27 年に繰り越された（第 14 表参照）。

第 1 表 取 扱 件 数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越
繰 越	10	8	2
新規申立て	13	5	8
計	23	13	10

第 2 表 申 立 事 項 別 件 数

申 立 事 項	繰 越	新規申立て	計
1 号（正当な組合活動による不利益取扱い）	1	1	2
2 号（団体交渉の拒否）	3	5	8
3 号（支配介入）	—	—	—
4 号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1 号と 2 号の複合したもの	1	1	2
1 号と 3 号の複合したもの	3	1	4
2 号と 3 号の複合したもの	1	2	3
1 号と 2 号と 3 号の複合したもの	1	2	3
1 号と 2 号と 3 号と 4 号の複合したもの	—	1	1
計	10	13	23

（注） 申立事項欄の 1 号ないし 4 号は、労働組合法第 7 条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表

申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	2	—	2
		賃金等の差別	2	5	7
		仕事上の差別	—	3	3
		配転	2	1	3
		その他	2	1	3
		小計	8	10	18
2号	団体交渉の拒否	6	11	17	
3号	支配介入	組合誹謗	—	1	1
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	1	—	1
		組合弱体化工作	4	5	9
		脱退強要	—	2	2
		就労拒否	1	—	1
		小計	6	8	14
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	1	1	
計		20	30	50	

(注) 1 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表

請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越	新規申立て	計
原職復帰・バックペイ	5	5	10
配置転換の撤回	2	1	3
不利益取扱いの撤回	1	4	5
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	1	—	1
団体交渉の応諾	5	11	16
支配介入の禁止	2	5	7
謝罪文の掲示・手交	6	12	18

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表

月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越	1	—	1	—	1	—	—	1	1	—	2	3	10
新規申立て	2	—	—	1	—	1	1	3	—	1	1	3	13

第6表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越	5	3	1	1	—	—	—	—	—	—	10
新規申立て	6	2	1	1	—	2	—	—	—	1	13

第7表

業 種 別 件 数

業 種	製造	運輸・郵便			卸売・ 小売	教育・ 学習 支援	医療・ 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越	2	1	2	—	1	—	1	1	—	2	10
新規申立て	3	—	3	—	3	1	1	2	—	—	13
計	5	1	5	—	4	1	2	3	—	2	23

第8表

企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越	2	4	1	—	1	—	2	10
新規申立て	6	4	—	1	2	—	—	13
計	8	8	1	1	3	—	2	23

第9表

終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越	1	—	3	—	4	3	1	—	4	8
新規申立て	—	—	—	—	—	4	1	—	5	5
計	1	—	3	—	4	7	2	—	9	13

第10表

終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	997	267	504
和解・取下げ	702	58	271
総 平 均	—	—	343

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件 番号	業 種 名	終結区分	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	和解 回数	係属 日数
平24 (不) 1	卸売業、小売業	命 令 (棄 却)	回 15	回 6	人 5 (10)	回 —	日 997
4	情報通信業	取 下 げ (関 与 和 解)	17	—	— (—)	—	702
7	不動産業ほか	取 下 げ (無 関 与 和 解)	10	2	4 (4)	2	647
平25 (不) 5	道路旅客運送業	命 令 (全 部 救 済)	5	3	2 (4)	—	402
6	道路貨物運送業	取 下 げ (関 与 和 解)	4	—	—	—	98
7	業務用機械器具製造業	命 令 (棄 却)	4	—	—	—	267
9	鉄鋼業	命 令 (棄 却)	4	2	2 (2)	—	349
10	社会保険・社会福祉・ 介護事業	取 下 げ (関 与 和 解)	4	—	—	—	162
平26 (不) 1	卸売業、小売業	取 下 げ (関 与 和 解)	3	—	—	1	132
2	道路貨物運送業	取 下 げ (無 関 与 和 解)	8	—	—	—	324
3	廃棄物処理業	取 下 げ (関 与 和 解)	4	—	—	2	226
4	その他の製造業	取 下 げ (関 与 和 解)	3	—	—	1	92
6	はん用機械器具製造業	取 下 げ (関 与 和 解)	2	—	—	1	58

(注)「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業 種 名	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平25 (不)4	道路貨物運送業	回 6	回 3	人 4 (7)	回 —	日 491
8	廃棄物処理業	9	—	—	—	381
平26 (不)5	教育、学習支援業	5	—	—	—	171
7	道路貨物運送業	4	—	—	—	140
8	卸売業、小売業	3	—	—	—	132
9	廃棄物処理業	2	—	—	—	62
10	食料品製造業	—	—	—	—	34
11	水運業	—	—	—	—	7
12	社会保険・社会福祉・介護事業	—	—	—	—	7
13	販売業・小売業	—	—	—	—	6

- (注) 1 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。
2 係属日数は、平成26年末までの数値である。

第13表 再 審 査 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	申 立 人 申立年月日	不 服 の 要 点	審 査 経 過
中労委 平25(不再)第62,63号 (卸売業、小売業)	使用者 25.9.10	初審命令の 取消し	係属中 (26.12.31現在)
中労委 平26(不再)第54号 (卸売業、小売業)	労働組合 26.10.20	初審命令の 取消し	係属中 (26.12.31現在)

第14表

行政訴訟事件一覧

事件番号 (業種名)	提起人 提起年月日	請求の趣旨	訴訟経過
大阪高裁 平成25年(行コ)第93号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求控訴事件 (道路貨物運送業)	県労委 25.4.25	原判決の取消し	26.1.16 (控訴人敗訴部分について、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却)
最高裁 平成26年(行ツ)第178号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求上告事件 (道路貨物運送業)	労働組合 26.1.27	原判決の破棄	係属中 (26.12.31現在)
最高裁 平成26年(行ヒ)第178号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求上告受理申立事件 (道路貨物運送業)	労働組合 26.1.27	上告の受理・原判決の破棄	係属中 (26.12.31現在)
神戸地裁 平成24年(行ウ)第54号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求事件 (道路貨物運送業)	労働組合 労働者 24.6.29	県労委命令の取消し	26.11.17 棄却
大阪高裁 平成26年(行コ)第189号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求控訴事件 (道路貨物運送業)	労働組合 労働者 26.11.26	原判決の取消し	係属中 (26.12.31現在)

2 不当労働行為事件取扱一覧表

事件番号	業種名	第7条 該当号	申立て			終結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平24 (不) 1	卸売業、小売業	1・2	組合	24. 1. 12	不利益取扱 団交拒否	26. 10. 4	命令 (棄却)	加古川市
4	情報通信業	1・3	組合	24. 3. 19	不利益取扱 支配介入	26. 2. 18	取下げ (関与和解)	宝塚市
7	不動産業ほか	1	組合	24. 5. 21	不利益取扱	26. 2. 26	取下げ (無関与和解)	尼崎市
平25 (不) 4	道路貨物運送業	1・3	組合 個人	25. 8. 28	不利益取扱 支配介入			神戸市
5	道路旅客運送業	1・3	組合	25. 9. 11	不利益取扱 支配介入	26. 10. 17	命令 (全部救済)	神戸市
6	道路貨物運送業	2	組合	25. 11. 12	団交拒否	26. 2. 17	取下げ (関与和解)	神戸市
7	業務用機械器具 製造業	2	組合	25. 11. 15	団交拒否	26. 8. 8	命令 (棄却)	神戸市
8	廃棄物処理業	1・2・3	組合	25. 12. 16	不利益取扱 団交拒否 支配介入			尼崎市
9	鉄鋼業	2	組合	25. 12. 19	団交拒否	26. 12. 2	命令 (棄却)	神戸市
10	社会保険・社会福 祉・介護事業	2・3	組合	25. 12. 27	団交拒否 支配介入	26. 6. 6	取下げ (関与和解)	尼崎市
平26 (不) 1	卸売業、小売業	1・2・3	組合	26. 1. 15	不利益取扱 団交拒否 支配介入	26. 5. 26	取下げ (関与和解)	洲本市
2	道路貨物運送業	1	組合	26. 1. 20	不利益取扱	26. 12. 9	取下げ (無関与和解)	明石市
3	廃棄物処理業	1・3	組合	26. 4. 8	不利益取扱 支配介入	26. 11. 19	取下げ (関与和解)	尼崎市

事件 番号	業 種 名	第 7 条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平26 (不) 4	その他の製造業	1・2	組合	26. 6. 12	不利益取扱 団交拒否	26. 9. 11	取下げ (関与和解)	神戸市
5	教育、学習支援業	2・3	組合	26. 7. 14	団交拒否			姫路市
6	はん用機械器具 製造業	2・3	組合	26. 8. 12	団交拒否 支配介入	26. 10. 8	取下げ (関与和解)	大阪府 八尾市
7	道路貨物運送業	1・2・3	組合	26. 8. 14	不利益取扱 団交拒否 支配介入			大阪府 大阪市
8	卸売業・小売業	2	組合	26. 8. 22	団交拒否			姫路市
9	廃棄物処理業	2	組合	26. 10. 31	団交拒否			尼崎市
10	食料品製造業	2	組合	26. 11. 28	団交拒否			神戸市
11	水運業	2	組合	26. 12. 25	団交拒否			神戸市
12	社会保険・社会福 祉・介護事業	1・2・3・ 4	組合	26. 12. 25	不利益取扱 団交拒否 支配介入 報復的不利益取扱			宝塚市
13	販売業・小売業	2	組合	26. 12. 26	団交拒否			神戸市
計		23 件						

3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 27 条の 18 及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成 17 年兵庫県労働委員会規則第 4 号）第 4 条第 3 項の規定により、平成 27 年における審査の期間の目標及び平成 26 年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

記

(1) 平成 27 年における審査の期間の目標

当委員会は、平成 27 年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6 月

イ 標準的な事件 1 年 3 月

ウ 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

(2) 平成 26 年における審査の実施状況

ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	3 件	1 件	2 件
標準的な事件	20	12	8
特に複雑な事件	0	0	0
計	23	13	10

イ 審査期間の状況（平成 26 年中に終結した事件）

(ア) 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	— 日	— 日	— 日
和 解 ・ 取 下 げ	98	98	98
総 平 均	—	—	98 (約 3 月)

(イ) 標準的な事件

終結区分	係属日数		
	最長	最短	平均
命令・決定	997 日	267 日	504 日
和解・取下げ	702	58	293
総平均	—	—	363 (約1年)

ウ 個別事件の審査の実施状況（平成26年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属日数	調査回数	審問回数	和解回数	尋問証人数	備考
平成24年 (不)第1号事件	命令 (棄却)	997 日	15 回	6 回	0 回	5 人 (10)	標準
平成24年 (不)第4号事件	取下げ (関与和解)	702	17	0	0	0 (0)	標準
平成24年 (不)第7号事件	取下げ (無関与和解)	647	10	2	2	4 (4)	標準
平成25年 (不)第5号事件	命令 (全部救済)	402	5	3	0	2 (4)	標準
平成25年 (不)第6号事件	取下げ (関与和解)	98	4	0	0	0 (0)	団交拒否
平成25年 (不)第7号事件	命令 (棄却)	267	4	0	0	0 (0)	標準
平成25年 (不)第9号事件	命令 (棄却)	349	4	2	0	2 (2)	標準
平成25年 (不)第10号事件	取下げ (関与和解)	162	4	0	0	0 (0)	標準
平成26年 (不)第1号事件	取下げ (関与和解)	132	3	0	1	0 (0)	標準
平成26年 (不)第2号事件	取下げ (無関与和解)	324	8	0	0	0 (0)	標準
平成26年 (不)第3号事件	取下げ (関与和解)	226	4	0	2	0 (0)	標準
平成26年 (不)第4号事件	取下げ (関与和解)	92	3	0	1	0 (0)	標準
平成26年 (不)第6号事件	取下げ (関与和解)	58	2	0	1	0 (0)	標準

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」は単純な団体交渉拒否事件を、「標準」は標準的な事件を示す。

第2 労働組合の資格審査

1 概 況

平成 26 年に取り扱った労働組合の資格審査は 29 件で、その内訳は、前年からの繰越件数が 10 件、新規取扱件数が 19 件であった。申請理由別では、不当労働行為が 24 件、委員推薦が 5 件となっている（第 1 表参照）。

このうち、本年中に 19 件（適合決定 10 件、打切り 7 件、取下げ 2 件）が終了したので、翌年への繰越件数は 10 件となった（第 2 表参照）。

適合決定された 10 件（委員推薦 5 件、不当労働行為 5 件）では、補正事項はなかった（第 3、第 4 表参照）。

第 1 表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
繰 越 件 数	—	10	—	—	10
新 規 取 扱 件 数	5	14	—	—	19
計	5	24	—	—	29

第 2 表 申請理由別、終了区分別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
取 扱 件 数	5	24	—	—	29
終 結 件 数	打 切 り	7	—	—	7
	取 下 げ	2	—	—	2
	適 合 決 定	5	5	—	10
	不 適 合 決 定	—	—	—	—
	計	5	14	—	—
翌年への繰越件数	—	10	—	—	10

第3表

申請理由別補正件数

区分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決定件数	—	—	—	—	—
同上のうち補正件数	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区分	1号 〔名称〕	2号 〔所在地〕	3号 〔均等 取扱〕	4号 〔組合員 資格〕	5号 〔役員 選挙〕	6号 〔総会 開催〕	7号 〔会計 報告〕	8号 〔罷業 開始〕	9号 〔規約 改正〕	傘下 組合の 規約
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の合計は、補正件数の合計とは一致しない。

2 労働組合資格審査取扱一覧表

事件番号	組合員数	係属		終結	
		年月日	事由	年月日	事由
平成24年 (資)第1号事件	102	24. 1. 12	不	26. 9. 25	適合
平成24年 (資)第4号事件	5	24. 3. 19	不	26. 2. 18	打切り
平成24年 (資)第7号事件	400	24. 5. 21	不	26. 2. 26	打切り
平成25年 (資)第18号事件	31	25. 8. 28	不		
平成25年 (資)第19号事件	55	25. 9. 11	不	26. 10. 9	適合
平成25年 (資)第20号事件	31	25. 11. 12	不	26. 2. 17	打切り
平成25年 (資)第21号事件	175	25. 11. 15	不	26. 7. 22	適合
平成25年 (資)第22号事件	約700	25. 12. 16	不		
平成25年 (資)第23号事件	5	25. 12. 19	不	26. 11. 20	適合
平成25年 (資)第24号事件	700	25. 12. 27	不	26. 6. 6	打切り

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成 26 年 (資) 第 1 号事件	481	26. 1. 15	不	26. 5. 26	打切り
平成 26 年 (資) 第 2 号事件	117	26. 1. 20	不	26. 12. 9	打切り
平成 26 年 (資) 第 3 号事件	25	26. 2. 18	不	26. 9. 25	適合
平成 26 年 (資) 第 4 号事件	483	26. 4. 8	不	26. 11. 19	打切り
平成 26 年 (資) 第 5 号事件	180	26. 6. 12	不	26. 9. 11	打切り
平成 26 年 (資) 第 6 号事件	950	26. 7. 14	不		
平成 26 年 (資) 第 7 号事件	30	26. 8. 12	不	26. 10. 8	打切り
平成 26 年 (資) 第 8 号事件	30	26. 8. 14	不		
平成 26 年 (資) 第 9 号事件	375	26. 8. 22	不		
平成 26 年 (資) 第 10 号事件	446	26. 10. 31	不		
平成 26 年 (資) 第 11 号事件	446	26. 11. 25	委	26. 12. 4	適合
平成 26 年 (資) 第 12 号事件	196	26. 11. 25	委	26. 12. 4	適合
平成 26 年 (資) 第 13 号事件	414	26. 11. 26	委	26. 12. 4	適合
平成 26 年 (資) 第 14 号事件	94	26. 11. 27	委	26. 12. 4	適合
平成 26 年 (資) 第 15 号事件	286	26. 11. 27	委	26. 12. 4	適合
平成 26 年 (資) 第 16 号事件	446	26. 11. 28	不		
平成 26 年 (資) 第 17 号事件	3	26. 12. 25	不		
平成 26 年 (資) 第 18 号事件	130	26. 12. 25	不		
平成 26 年 (資) 第 19 号事件	431	26. 12. 26	不		
計		29 件			

(注) 「係属」の「事由」欄の「委」は「委員推薦」を、「不」は「不当労働行為」を示す。

